

## 市民ホールの管理運営等について

## 1 市民ホールの設置条例等について

## (1) 条例案の骨子について

## ア 名称

小田原市民ホール

## イ 開館時間

午前9時から午後10時までとする。

## ウ 休館日

毎月第1及び第3月曜日（休日に当たるときは、その翌日）。

## エ 使用料

諸室、貸出時間の区分ごとに、使用料を定める。

## オ 減免

規則で定めて、減額、免除をすることができることとする。

## (2) スケジュールについて

令和元年10月～ 骨子案について意見募集

令和2年2月 条例案の上程

令和3年3月 建設工事完了

9月 開館

## 2 市民ホールの使用料について

平成30年4月に策定した本市の第2次行政改革実行計画における受益者負担の在り方に関する基本方針に基づき、次のとおり算定した。

## (1) 原価に算入する経費（年間）について

	区 分	金 額
原 価	人件費（直接従事する職員数12人）	93,540千円
	物件費（需用費、委託料等）	177,496千円
	合 計	271,036千円

## (2) 使用料の算定について

(1)原価（271,036千円）に面積・貸出時間・稼働率等を勘案して、諸室ごとの原価を求め、その額に受益者負担割合（50%）を乗じて市民ホールの使用料を算定した。

その算定結果と、周辺類似施設、市民会館の使用料を次のとおり比較した。

(日・休日の全日利用の場合)

区分	市民ホール算定結果		県内類似施設平均		市民会館	
	客席数	使用料	客席数	使用料	客席数	使用料
大ホール	客席数	使用料	客席数	使用料	客席数	使用料
	1,103席	<b>219,700円</b>	1,224席	<b>138,242円</b>	1,098席	<b>76,000円</b>
小ホール	客席数	使用料	客席数	使用料	客席数	使用料
	296席	<b>45,900円</b>	300席	<b>33,356円</b>	300席	<b>26,000円</b>
展示室	面積	使用料	面積	使用料	面積	使用料
	235.0㎡	<b>16,900円</b>	237.1㎡	<b>15,070円</b>	174.0㎡	<b>11,500円</b>
スタジオ	面積	使用料	面積	使用料	面積	使用料
	126.0㎡	<b>12,600円</b>	144.7㎡	<b>14,913円</b>	-	-
練習室	面積	使用料	面積	使用料	面積	使用料
	28.1㎡	<b>4,600円</b>	26.5㎡	<b>3,700円</b>	-	-

\* 県内類似施設平均について

大ホールは13施設(1,000~1,499席)、小ホールは11施設(200~399席)、展示室は6施設(200~399㎡)、スタジオは6施設(100~199㎡)、練習室は7施設(30㎡未満)の平均である。

### (3) 基本使用料について

県内類似施設平均から、展示室・スタジオ・練習室は、(2)市民ホール算定結果どおりとするが、大・小ホールは、使用料に算入する対象面積を限定し、次のとおりとする。

市民ホール基本使用料 (日・休日の全日利用の場合)	
大ホール	<b>144,800円</b>
小ホール	<b>41,300円</b>

### (4) 使用料の加算等について

市民会館と同様、入場料等を徴収する場合や商品の展示即売をする場合は、使用料を加算する。一方、大ホールは、使用料に算入する減免対象でない場合、平日の練習利用など目的に応じた負担軽減制度を新設する。

## 3 市民ホールの減免制度について

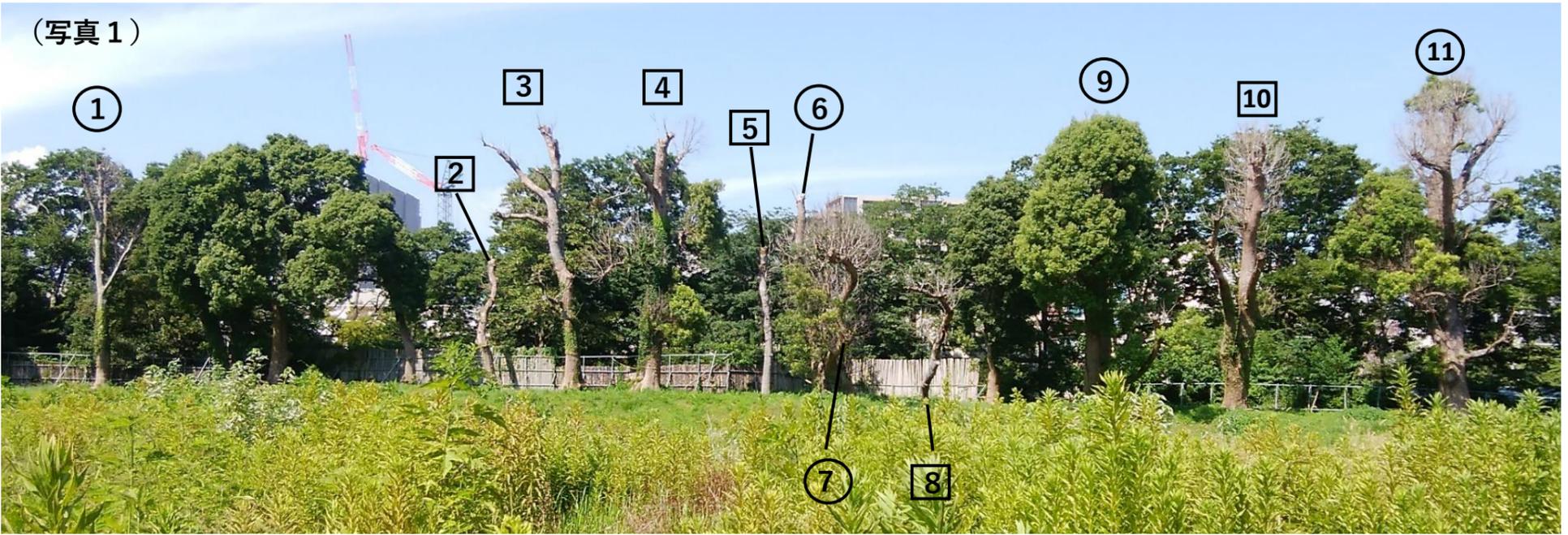
市民会館と同様、市の主催事業等は減免することとするが、現在の減免制度を一部見直し、市が個別に審査し認定する団体等の文化事業を減免対象とする。

## 4 市民会館の閉館時期について

令和3年(2021年)7月末を予定。(ピアノの利用は同年3月末まで。)

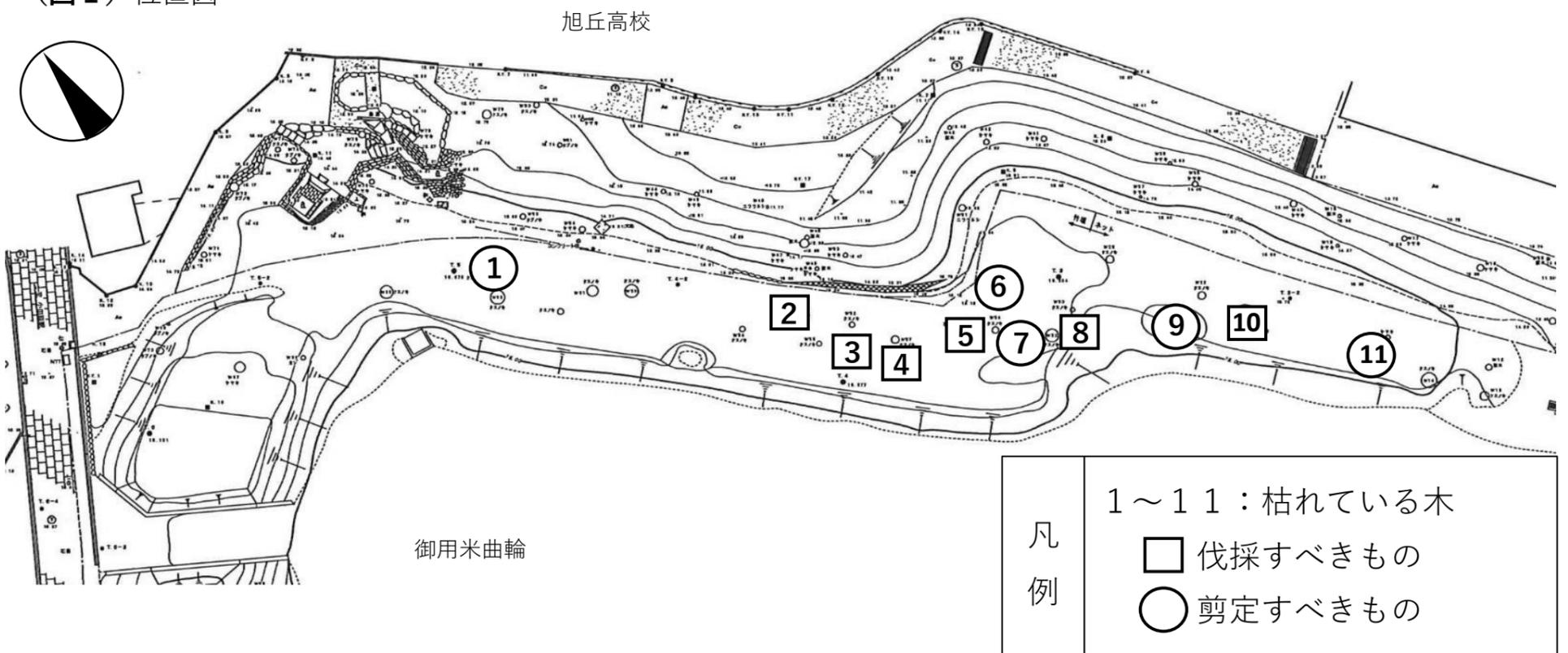
# ●御用米曲輪北東土塁のクスノキの状況

(写真1)



令和元年8月9日撮影

(図1) 位置図



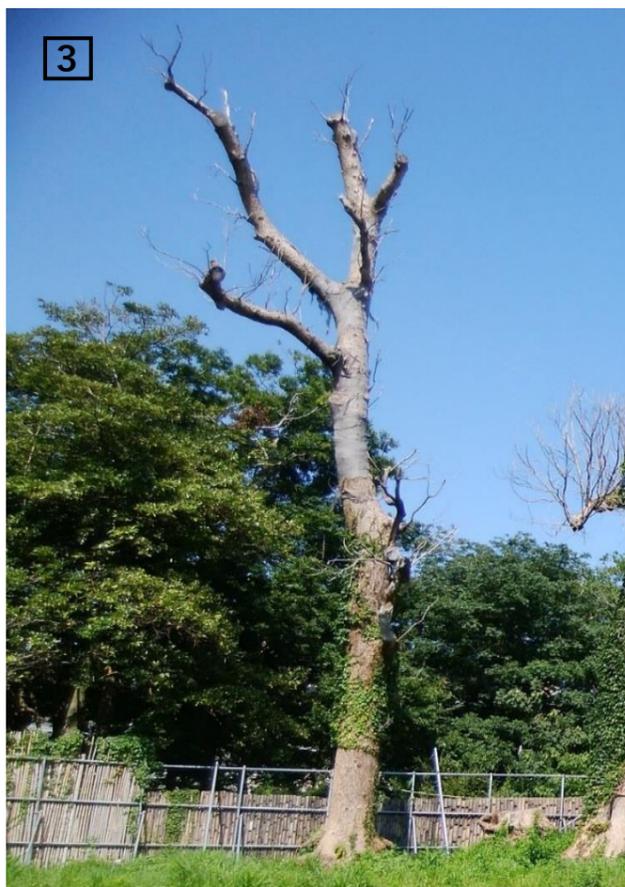
(写真2)

二股の幹の一方が枯れているもの



(写真3)

全部枯れているもの



(写真4)

木の上部や枝が枯れているもの



## 史跡小田原城跡御用米曲輪北東土塁のクスノキについて

### 1 概要

平成29年度の本丸・二の丸整備事業の一環として、平成30年2月に緑の専門家の指導のもと、史跡小田原城跡御用米曲輪北東土塁上のクスノキ29本のうち13本を伐採し、その根を処理するために切株に薬剤を注入した。

残った16本のクスノキについて、剪定等は実施しなかったが、同年4月上旬、そのうちの一部（9本）に、葉が茶色く変色し、落葉するなどの異変があることを確認した。

専門家の見解によると、施工時には想定できなかったが、切株の根が隣接するクスノキの根と地中で癒着していて、切株に注入した薬剤の影響を受けて枯れたのではないかとのことであった。そこで、同年4月下旬に、クスノキの樹勢を回復するための処置を至急行った。

このことは、平成30年4月18日の厚生文教常任委員会において、「史跡小田原城跡御用米曲輪北東土塁上のクスノキの異変について」として報告を行った。

### 2 その後の経緯

日 時	内 容
平成30年4月19日（木） ～4月23日（月）	専門家による指導により、造園業者が、枯れ枝の剪定、樹幹への緑化テープ巻き、幹や根に栄養剤や液体肥料の散布などの処置を行った。
5月 2日（水） 7月24日（火） 平成31年1月18日（金）	専門家による現地確認・経過観察。
4月 8日（月） 令和元年 7月 5日（金）	専門家による現地確認・現状判断・植栽管理指導。

### 3 現 状（専門家の判断）

樹勢の回復については、1年たった状況を確認しないと判断ができないとの専門家の見解に基づき、以降、定期的に経過観察を続けてきたが、残った16本のクスノキのうち、異変のあった9本のクスノキの状況は、1年以上経っても状況が大きく変わらず、新たに2本に枯れの兆候がみられることとなった。

そこで、平成31年4月8日及び令和元年7月5日、専門家によりクスノキの状況確認を行ってもらったところ、枯れの見られるクスノキ11本について6本を伐採、5本を剪定との指導があった。

【御用米曲輪北東土塁のクスノキの状況（写真のとおり）】

### 4 今後の対応

令和元年度の御用米曲輪の修景整備は、北東土塁のクスノキの整理、土盛り、生垣の設置工事を予定している。

令和2年度に予定している北東土塁整備完成後には、土塁上の蔵跡の平面表示などにより、蔵の大きさや、その歴史的な価値を来訪者に体験的に学んでいただきたいと考えており、その来訪者の安全確保のため、今年度の御用米曲輪修景整備工事の中で、北東土塁上の危険なクスノキは、樹木医の指導のとおり伐採・剪定する。

これにより北東土塁には、10本のクスノキが残る見込みである。

## ESCO事業を活用したかもめ図書館熱源設備等改修事業 について

### 1 経緯

かもめ図書館の熱源設備は、開館以来25年にわたり稼働してきたが、近年、冷暖房機能の低下とともに、老朽化に伴う故障や不具合が発生しており、改修が必要となっているため、ESCO事業を活用し、熱源設備等の省エネルギー改修を行い、環境負荷の低減と光熱水費の削減を図るものである。

※ESCO (Energy Service Company (エネルギー・サービス・カンパニー) の略称) 事業  
工場やビルの省エネルギー改修を行う設備の設計・施工、運転・維持管理、資金調達などのサービスの提供を通じて得られる省エネルギー効果をESCO事業者が保証する事業である。

### 2 事業概要

本事業は、かもめ図書館の熱源設備や照明器具等の省エネルギー改修に伴う設計・施工、運転管理及び維持管理等に関する提案を事業者から受け、その中から最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施するものである。

なお、熱源設備等改修事業の改修イメージ図は資料3-1のとおりである。

#### (1) 事業内容

- ア 熱源設備、照明器具等の省エネルギー改修に伴う設計、施工業務（令和2年度）
- イ 省エネルギー改修設備の運転管理及び維持管理業務（令和3年度～12年度）
- ウ 光熱水費の削減保証と省エネルギー効果を把握するための計測、検証業務  
（令和3年度～12年度）

#### (2) 事業期間

契約締結日から令和13年（2031年）3月31日まで（11年間）

#### (3) 契約方式

シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）

※ESCO事業者が初期費用の資金を調達し、市は初期投資の返済分とESCOサービス料をESCO事業者に支払うため、財政支出の平準化が図れるものである。また、事業者の持つノウハウによって、効率的かつ効果的に省エネルギー化が実施される。

#### (4) 事業費

事業費は、事業者の提案によるものとするが、設備改修に係る費用及び維持管理費用等の総額とし、国庫補助金（「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」）の活用を図り、歳出の抑制や平準化を図る。

##### 【参考】

既存熱源設備の改修に係る概算費用	約 260,000 千円
既存熱源設備の維持管理費用（年間）	約 5,540 千円

#### (5) 事業者の選定方法

- ア 事業者は、公募型プロポーザル方式によって選定する。
- イ 市職員による選定委員会を設置し、選定委員会において、優先交渉事業者を選定する（設備の専門家をアドバイザーとして設置する。）。
- ウ 事業者の選定にあたっては、実施体制、環境配慮、地域貢献、経済性等を評価する。
- エ 事業者の財務状況については、税理士に評価を依頼する。

#### (6) スケジュール

##### <令和元年度>

10月上旬	第1回選定委員会
10月中旬	事業者の公募開始
12月中旬	提案書の受付締切
12月中旬	提案審査（選定委員会におけるプレゼンテーション）
12月中旬	第2回選定委員会（優先交渉事業者の選定）
3月	令和2年度当初予算に計上予定

##### <令和2年度>

5月	国庫補助申請
8月	補助金交付決定後、事業者との契約締結

ESCO事業を活用したかもめ図書館熱源設備等改修事業 改修イメージ図

現行システム		
空調熱源システム		
	改修イメージ	
	<p>パターン1 (現行システムの更新)</p>	<p>パターン2</p>
空調熱源機器構成	吸収式冷温水発生機 2基	空冷ヒートポンプチラー 1台 (4モジュール)
使用エネルギー	電気、ガス	電気
中央監視機能	新しい中央監視機能は既設の監視機能に加え、エネマネ（エネルギー管理）対応とすることで <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱源、空調の省エネルギー効果を検証・確認</li> <li>・エネルギー可視化、分析でさらなる省エネの推進</li> <li>・電力デマンド制御によるピーク負荷の低減を実現する</li> </ul> 既設の中央監視機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各設備の遠隔操作（運転・停止）</li> <li>・各設備の警報監視</li> <li>・空調温湿度設定及び監視</li> </ul>	

## 小規模保育事業 A 型設置運営事業者の選考結果について

今年度の待機児童対策の取組として、近年申込が増加している 3 歳未満の低年齢児の保育の受け皿確保に向けて、豊川地区において小規模保育事業設置運営事業者の公募を実施し選考を行った。

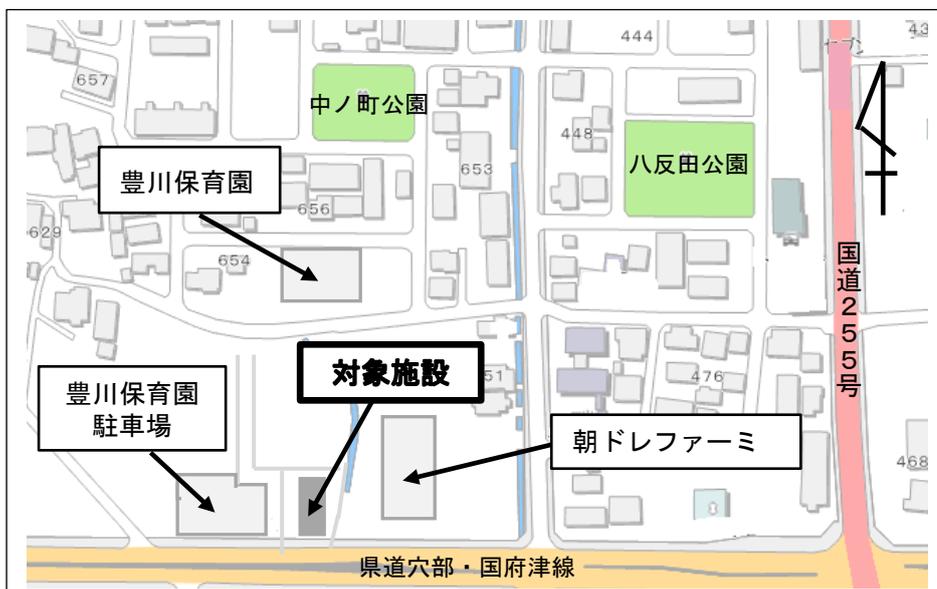
### 1 公募期間及び応募件数

- (1) 公募期間 令和元年 5 月 8 日（火）から 6 月 27 日（木）まで
- (2) 応募件数 5 件（株式会社 3 件、特定非営利活動法人 1 件、一般社団法人 1 件）
- (3) 審査項目 基本理念・応募動機 / 経営の安定性 / 計画の妥当性  
事業の運営方針（保育内容、職員配置等） / その他

### 2 選考結果

- (1) 設置運営事業者
  - ア 特定非営利活動法人 すずらんチャイルドケア
  - イ 法人代表者 太田 祥子
  - ウ 法人所在地 横浜市旭区さちが丘 3-4
- (2) 選 定 理 由 明確な保育理念を有し、正規職員の割合の大きい職員配置を基に、地域との密接な連携・協力などによる開かれた保育所運営を目指しており、質が高く安定した施設運営が見込まれる。
- (3) 施設所在地 小田原市成田 644-7 ほか
- (4) 施設規模等 鉄骨造平屋建 延床面積 173.56㎡
- (5) 定 員 19 人（0 歳児 3 人 / 1 歳児 8 人 / 2 歳児 8 人）
- (6) 開 所 予 定 令和 2 年 4 月 1 日
- (7) 連 携 施 設 豊川保育園

### 3 位置図



## 市立病院駐車場の有料化について

## 1 目的

市立病院に自動車で来院する利用者の円滑な受診を図ることとするほか、駐車場入庫待ちによる県道74号の混雑緩和等にも寄与することを目的として駐車場の有料化を行う。

## 2 入庫待ちの状況

(平成 30 年度調査)

駐車可能台数	発生日数	時間帯	台数 (ピーク時)
272台	外来診療日244日のうち、 駐車場入庫待ち日数 176日 (県道まで延伸日数 76日)	午前 9時頃から 午前10時頃まで	ロータリー内 30台 県道上の 右折待ち 約10台 左折待ち 約20台

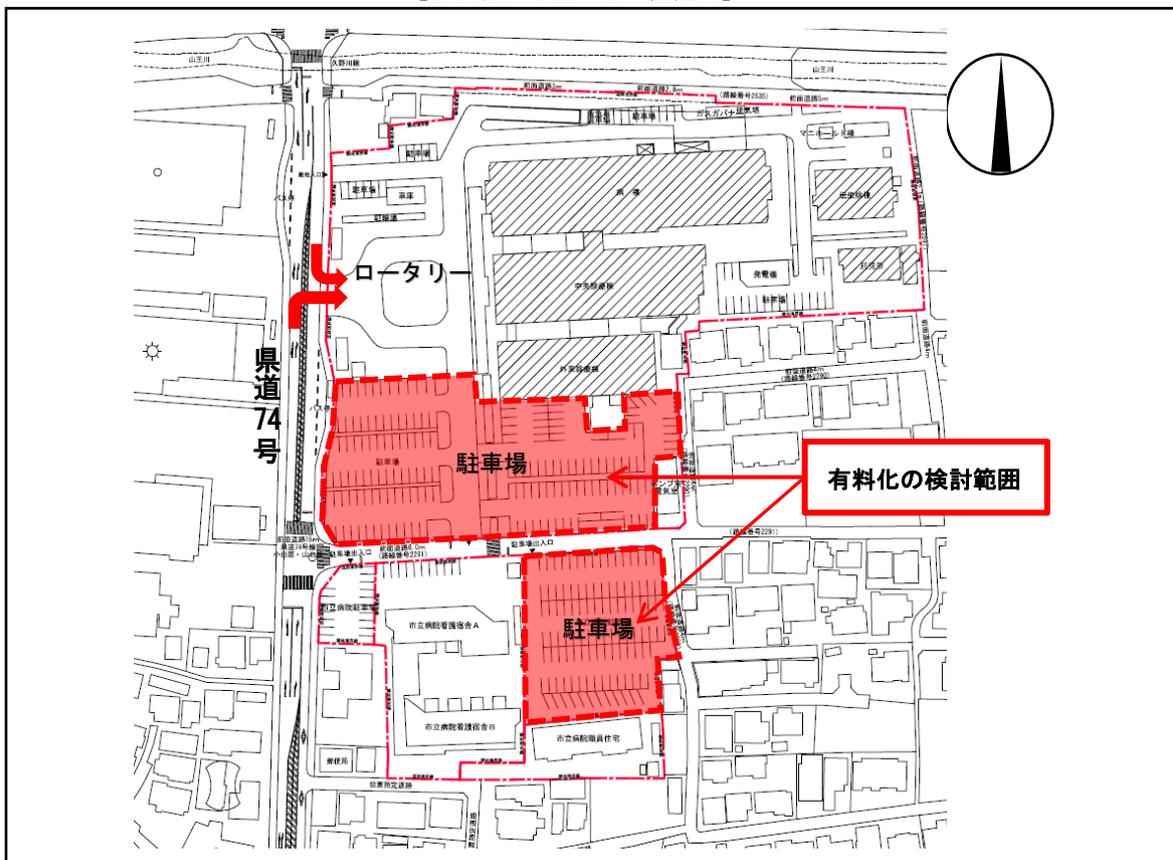
## 3 駐車場の有料化及び運営の方法

行政財産の貸付の方法により行うものとし、公募により選定した駐車場運営事業者が設備の設置や駐車料金の徴収などの運営を行うこととする。

## 4 今後のスケジュール (予定)

- 令和元年10月～ 有料化方針の利用者及び市民への周知
- 11月～ 運営事業者募集
- 12月～ 運営事業者の選定、利用方法の利用者及び市民への周知
- 令和2年4月～ 駐車場の有料化の開始

【有料化する駐車場の位置図】

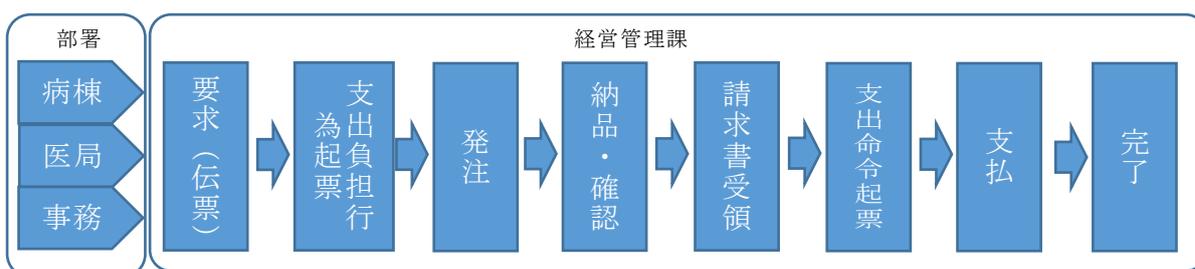


## 市立病院で起きた職員の横領等の事案後の再発防止策について

### 1 事案の概要

市立病院の事務職員が、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 27 日までの間に、市立病院の名義で購入した物品等の一部をインターネットオークションで売却等をし、平成 31 年 2 月 27 日付で懲戒免職処分となった。

### 2 物品購入の流れ



※ 「納品」は、請求部署に直接納める場合もある。

### 3 再発防止策

対策前の状態	再発防止策
当該職員に備用品の管理を 5 年間、継続して担当させた。	定期的に担当替えを実施し、業務の共有化を図ることとした。
(1) 各部署からの請求伝票の受領、発注・納品確認・払出しまで、一担当者だけで処理する体制であった。 (2) 支出負担行為伺票は担当者が起案し、係長、課長で決裁した。	(1) 発注した物品の請求伝票や発注書を執務室で集中管理とした。 (2) 職員全員が物品の納品確認ができるようにした。 (3) 支出負担行為伺票を副担当及び他係の係長にも回議することとした。
在庫管理をしている物品の定期的な棚卸しがされず、チェック体制が整っていなかった。	原則として在庫を持たず、各部署からの物品請求後に発注することとした。
10 万円未満の物品は、消耗品として台帳管理をしていなかった。	3 万円以上の物品は、管理番号を付し、物品管理台帳で管理を行うこととした。

### 4 懲戒処分後の対応状況

区 分	内 容
損 害 へ の 対 応	市立病院が損害を受けた物品 1065 点、607 万 5762 円について、債権の執行を保全するため、令和元年 6 月 25 日に当該職員の銀行口座の仮差押を行い、同年 9 月 2 日に損害賠償請求の訴えを提起した。
犯罪行為への対応	小田原警察署に、告訴・告発相談を行っている。

## 新病院建設事業について

### 1 基本計画策定等支援業務委託

#### (1) 進捗状況

令和元年6月28日	新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会において、公募型プロポーザル実施要項等を審査し、承認を得る。
令和元年7月3日	実施要項等の公表・募集開始
令和元年7月19日	参加表明のあった4者の書類（企業及び配置予定技術者の実績等）を審査し、得点の高い3者を選定
令和元年8月17日	業務提案書をヒアリング審査し、優先交渉権者を選定
令和元年9月5日	優先交渉権者と契約

#### (2) 委託事業者の概要

会社名	株式会社山下PMC
設立	1997年12月
所在地	東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー29階
資本金	5,000万円
社員数	168名
資格者人数	一級建築士 105名 ほか
主な類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑波大学附属病院改修工事基本計画策定・発注者支援業務（高度急性期等/800床）</li> <li>・地方独立行政法人さんむ医療センター建替整備基本計画策定支援業務（急性期等/312床）</li> <li>・海老名総合病院再整備事業基本計画策定支援業務（高度急性期等/479床）</li> </ul>

#### (3) 契約内容

契約期間	令和元年9月5日から令和3年9月30日まで
基本計画書(案)	令和2年8月まで
要求水準書(案)	令和3年2月まで
契約金額(税込)	78,870千円

### 2 市民への説明等の状況

令和元年7月3日	小田原市立病院ホームページのメニューに、「新病院建設事業」を追加
令和元年8月17日 及び20日	市立病院周辺地域の住民を対象に、「新病院建設事業」の進捗状況等を説明

令和元年度  
教育委員会事務の点検・評価報告書

令和元年 8 月  
小田原市教育委員会

# 目 次

<b>1 平成 30 年度教育委員会の活動状況</b>	
(1)教育委員	1
(2)平成 30 年度定例会案件	1
(3)平成 30 年度総合教育会議案件	3
(4)会議等への出席状況	4
<b>2 令和元年度教育委員会事務の点検・評価</b>	5
(1)目的	5
(2)点検・評価の実施方法	5
(3)学識経験者	5
(4)ヒアリング日程等	5
(5)選定事業	6
<b>3 事務の点検・評価結果</b>	7
(1)ヒアリング結果について	7
(2)点検・評価ヒアリング結果一覧	8
ア 外国語教育推進事業	9
イ いじめ防止対策推進事業	11
ウ 食育啓発事業	13
エ 防災教育事業	15
オ 家庭学習の推進	17
カ 公立幼稚園教育推進事業	19
キ 特別支援相談・通級指導充実事業	21
ク 放課後子ども教室推進事業	23
ケ 学校施設維持・管理事業（小学校・中学校・幼稚園）	25
<b>4 平成 30 年度（平成 29 年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業 における点検・評価後の状況</b>	29
<b>5 小田原市学校教育振興基本計画（平成 30 年度～令和 4 年度）における 成果指標</b>	39

# 1 平成 30 年度教育委員会の活動

## (1) 教育委員



教育長 教育長職務代理者 委員 委員 委員  
栢 沼 行 雄 和 田 重 宏 萩 原 美 由 紀 吉 田 眞 理 森 本 浩 司

(H25. 10. 1~ R2. 9. 30) (H20. 10. 1~ R2. 9. 30) (H23. 10. 5~ R1. 10. 4) (H26. 10. 1~ R4. 9. 30) (H28. 10. 1~ R3. 9. 30)

## (2) 平成 30 年度定例会案件

### 平成 30 年 4 月 23 日定例会

- 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて
- 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて
- 平成 31 年度使用教科用図書の採択方針について
- 学校運営協議会設置校の指定について
- 学校運営協議会委員の任命について
- 事務の臨時代理の報告（小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則）について
- 事務の臨時代理の報告（小田原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程）について

#### 【報告事項】

- 市議会 3 月定例会・予算特別委員会の概要について
- 平成 29 年度下半期寄付採納状況について
- 教育委員会職員の公務災害の状況について
- 史跡小田原城跡御用米曲輪北東土塁のクスノキの異変について

### 平成 30 年 5 月 22 日定例会

- 小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて
- 小田原市立学校文書管理規則の一部を改正する規則について
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
- 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

- 小田原市役所支所設置条例を廃止する等の条例に関する意見の申出について【非公開】
- 平成 30 年 6 月補正予算に関する意見の申出について【非公開】

#### 【報告事項】

- 青少年の体験交流事業等について
- 小田原市社会教育委員会議提言書について
- 給食費の口座引落としについて
- 学校閉庁日の実施について

### 平成 30 年 6 月 26 日定例会

- 史跡小田原城跡調査・整備委員会への諮問について
- 小田原市就学支援委員会の委嘱について
- 小田原市立中学校に係る部活動の方針の策定について

#### 【報告事項】

- 学校施設のブロック塀の状況について

### 平成 30 年 7 月 24 日定例会

- 小田原市立中学校に係る部活動の方針の策定について（継続審議）
- 小田原市社会教育委員の委嘱について
- 特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択について
- 平成31年度使用教科用図書の採択について

【報告事項】

- 市議会6月定例会の概要について

**平成30年8月28日定例会**

- 小田原市図書館協議会教育委員の任命について
- 平成30年度教育委員会事務の点検・評価について
- 事務の臨時代理の報告（平成30年9月補正予算）について

【協議事項】

- 小学校及び中学校における空調設備等について【非公開】

【報告事項】

- 図書館の運営について【非公開】

**平成30年9月25日定例会**

- 事務の臨時代理の報告（平成30年9月補正予算）について

【報告事項】

- 史跡小田原城跡保存活用計画策定について
- 特別支援学級で使用する一般図書について

**平成30年10月23日定例会**

【協議事項】

- （仮称）おだわら子ども教育支援センターについて【非公開】

【報告事項】

- 市議会9月定例会・決算特別委員会の概要について
- 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について

【その他】

- 平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

**平成30年11月27日定例会**

- 事務の臨時代理の報告（平成30年12月補正予算）について

- 市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて【非公開】

【協議事項】

- 小田原市図書館の運営等について【非公開】

【報告事項】

- 学校施設のブロック塀の再点検の結果について
- 平成31年度公立幼稚園新入園児応募状況について

【その他】

- 平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

**平成30年12月21日定例会**

- 平成31年度 教育指導の重点について

【その他】

- 平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

**平成31年1月28日定例会**

- 平成31年度全国学力・学習状況調査の参加について

- 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）について

- 市議会定例会提出議案（平成31年度予算案）に同意することについて【非公開】

- 市議会定例会提出議案（小田原市図書館条例の一部を改正する等の条例）に同意することについて【非公開】

- 市議会定例会提出議案（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）に同意することについて【非公開】

- 市議会定例会提出議案（平成31年3月補正予算案）に同意することについて【非公開】

- 市議会定例会提出議案（工事請負契約の締結）に同意することについて【非公開】（追加）

【協議事項】

- 小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について（追加）

【報告事項】

- 学期制検討の経過について
- 不登校重大事態発生に伴う諮問について
- 市議会12月定例会の概要について

## 平成 31 年 2 月 22 日定例会

- 小田原市指定重要文化財について
- 小田原市図書館運営方針について
- 小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
- 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- 校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】  
【協議事項】
- 小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について  
【報告事項】
- 平成 30 年度全国体力・運動能力習慣等調査結果について  
【その他】
- 平成 30 年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

## 平成 31 年 3 月 19 日定例会

- 小田原市図書館運営方針について（継続審議）
- 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について
- 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
- 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について
- 公立幼稚園の基本方針について
- 事務の臨時代理の報告（平成 31 年 3 月補正予算（追加議案））について
- 教育委員会職員の人事異動について【非公開】  
【その他】
- 平成 30 年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

## （3）平成 30 年度総合教育会議案件

### 平成 30 年 8 月 3 日

- 今後の学校施設整備の考え方について
- 就学前教育・保育のあり方について
- その他

### 平成 31 年 2 月 12 日

- 小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について
- その他

#### (4) 会議等への出席状況

日付		活動内容
平成30年	4月12日	神奈川県市町村教育委員会連合会役員会・総会・意見交換会
	4月24日	西湘地区教育委員会連合会役員会
	5月30日	西湘地区教育委員会連合会総会
	6月25日	学校訪問
	7月2日	学校訪問
	7月5日	学校訪問
	7月10日	教育委員会事務の点検・評価
	7月12日	学校訪問
	7月13日	学校訪問
	7月27日	教育委員会事務の点検・評価
	8月3日	総合教育会議
	8月9日	神奈川県市町村教育委員会連合会役員会
	8月23日	教育講演会
	8月27日	西湘地区教育委員会連合会役員会
	10月10日	神奈川県市町村教育委員会連合会研修会
	11月14日	西湘地区教育委員会連合会研修視察
平成31年	2月12日	総合教育会議
	3月11日	中学校卒業式
	3月15日	幼稚園卒園式
	3月20日	小学校卒業式

## 2 令和元年度教育委員会事務の点検・評価

教育委員会の組織や運営に関し基本的事項を定めている法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条）に基づき、各自治体の教育委員会は毎年、教育行政事務の管理執行状況について自己点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することとなっている。

令和元年度教育委員会事務の点検・評価ヒアリングに当たっては、小田原市学校教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）に基づく9の重点方針に沿って各事務事業を整理し実施した。

### （1）目的

本市教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくため、教育委員会の事務事業の点検・評価を行う。

また、その結果を市議会に提出し公表することにより、市民への説明責任を果たす。

### （2）点検・評価の実施方法

ア 各所管課で自己点検・評価を行う（事務事業評価で実施した評価等を活用）とともに、前年度の点検・評価での主な意見への対応状況を整理する。

イ 教育長及び教育委員が点検・評価ヒアリング対象事業を選定する。

ウ 教育長、教育委員及び学識経験者を点検・評価者として、所管課に対しヒアリングを行う。

エ 教育委員会定例会において、点検・評価報告書案を審議し、議決する。

オ 点検・評価の結果を市議会に提出し公表する。

カ 点検・評価における点検・評価者からの主要な意見に対する考え方や対応状況を、随時、教育委員会定例会に報告する。

### （3）学識経験者

点検・評価を実施するに当たり、次の学識経験者の知見を活用した。

重松克也氏（横浜国立大学教育学部教授）

津曲 浩氏（小田原市PTA連絡協議会長）

露木幹也氏（小田原市事業協会主事長）

### （4）ヒアリング日程等

ア 日時 令和元年7月26日（金）午後1時30分から午後8時30分まで

イ 場所 市役所 全員協議会室（3階）

ウ 学識経験者 重松氏

津曲氏

露木氏【コーディネーター】

エ 教育委員会 栢沼教育長、和田委員、萩原委員、吉田委員、森本委員

## (5) 選定事業

教育委員会が所管する全事務事業（104件）の中から、小田原市学校教育振興基本計画の9の重点方針ごとに各1事業を選定することとした。

事業の選定は、所管が作成した事務事業評価表及び前年の評価後の状況を踏まえて、教育長及び教育委員の関心の高い事業とした。

### 9の重点方針

- |        |               |          |
|--------|---------------|----------|
| 1 学ぶ力  | 2 豊かな心        | 3 健やかな体  |
| 4 生活力  | 5 家庭教育        | 6 就学前教育  |
| 7 学校教育 | 8 コミュニティ・スクール | 9 教育施設環境 |

- |                            |             |         |
|----------------------------|-------------|---------|
| ア 外国語教育推進事業                | 教育指導課       | (9ページ)  |
| イ いじめ防止対策推進事業              | 教育指導課・教育総務課 | (11ページ) |
| ウ 食育啓発事業                   | 学校安全課       | (13ページ) |
| エ 防災教育事業                   | 教育指導課       | (15ページ) |
| オ 家庭学習の推進                  | 教育指導課       | (17ページ) |
| カ 公立幼稚園教育推進事業              | 教育指導課       | (19ページ) |
| キ 特別支援相談・通級指導教室充実事業        | 教育指導課       | (21ページ) |
| ク 放課後子ども教室推進事業             | 教育総務課       | (23ページ) |
| ケ 学校施設維持・管理事業（小学校・中学校・幼稚園） | 学校安全課       | (25ページ) |

### 3 事務の点検・評価結果

#### (1) ヒアリング結果について

ヒアリング結果は、今後の方向性として「継続実施」「見直し・改善（拡大）」「見直し・改善（縮小）」「廃止・休止」のうち1つを点検・評価者が選択することとした。

また、今後の方向性については多数決による決定はせず、各々の選択者数を表記している。

(2)点検・評価ヒアリング結果一覧

項目	重点方針	事務事業	今後の方向性	ページ
ア	学ぶ力	外国語教育推進事業	継続実施 3人 見直し・改善(拡大) 5人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	9ページ
イ	豊かな心	いじめ防止対策推進事業	継続実施 5人 見直し・改善(拡大) 3人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	11ページ
ウ	健やかな体	食育啓発事業	継続実施 3人 見直し・改善(拡大) 4人 見直し・改善(縮小) 1人 廃止・休止 0人	13ページ
エ	生活力	防災教育事業	継続実施 4人 見直し・改善(拡大) 4人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	15ページ
オ	家庭教育	家庭学習の推進	継続実施 1人 見直し・改善(拡大) 6人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 1人	17ページ
カ	就学前教育	公立幼稚園教育推進事業	継続実施 4人 見直し・改善(拡大) 2人 見直し・改善(縮小) 2人 廃止・休止 0人	19ページ
キ	学校教育	特別支援相談・通級指導教室充実事業	継続実施 5人 見直し・改善(拡大) 3人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	21ページ
ク	コミュニティ・スクール	放課後子ども教室推進事業	継続実施 3人 見直し・改善(拡大) 5人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	23ページ
ケ	教育施設環境	学校施設維持・管理事業	継続実施 5人 見直し・改善(拡大) 3人 見直し・改善(縮小) 0人 廃止・休止 0人	25ページ (小学校)
				26ページ (中学校)
				27ページ (幼稚園)

ア	事務事業名	外国語教育推進事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		学ぶ力	担当課	教育指導課	
事業コスト	H30決算額(千円)	28,544	うち一般財源(千円)	28,544	

### 事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

<p><b>【事業目的】</b> 国際理解教育と外国語教育を推進するため、小中学校に6名の外国語指導助手（ALT）と10名の小学校英語専科非常勤講師を配置し、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。</p> <p><b>【実施内容】</b> ALTについては、市内の小中学校を6つのグループに分け、各グループに1名配置し、授業を行った。小学校英語専科非常勤講師については、移行期間措置として増えた15時間分の授業を行った。</p> <p><b>【成果（実績）】</b> 平成30年度は、学校規模に応じて、小学校へは27日～45日、中学校へは12日～28日、ALTを配置した。小学校英語専科非常勤講師については、小学校の規模に応じて、15日～23日配置した。</p>
--

### 評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	外国語教育の充実及び国際理解教育の推進を図るとともに、子供の外国語に対する興味・関心を高め、コミュニケーション能力の育成を図るために、ALTの配置が求められる。しかしながら、国や県から配置はないため、市で配置していく必要がある。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	児童生徒が外国語や外国の文化をより身近なものに捉えられるようになった。英語表現を日常的に使う姿が見られるようになった。
今後の事業展開	小学校外国語教科化に備えて、ALT等の配置日数が適切かどうか、また増加する授業時間数への対応等を検討していく。
今後の方向性	継続実施

### 前年度点検・評価対象事業欄

前年度点検・評価における指摘事項	—
指摘事項に対する具体的な取組内容	—

### 点検・評価者からの主な意見

- 予算の問題はあると思うが、初等英語科を教えられる人材が充足して来るまで、できる限り小学校英語専科非常勤講師やALTを活用して現場の先生の負担を無くしてほしい。
- 子供たちには、ALT自身の生き方や暮らす姿勢などからも学びを感じ取ってもらうことで、ALTが関わる意味が英語教育や国際理解以上のものになる。
- ネイティブでない言語圏の方でも、英語を自由に話せる人を登用し、その先生の背景にある文化も含めた外国語・文化を学ぶ時間になると良い。
- 今年、ラグビーオーストラリア代表選手の訪問があったが、外国語を使うスポーツ選手やミュージシャンなどが学校を訪問して授業をしてくれるなど、英語を使う人と触れ合い実際に使える場面ができると良い。
- かつての英語教育は、テストで評価のしやすい授業形態であったと思うが、実際に役に立つ英語を身に付けるための評価方法に変えられないか。
- 外国語・外国文化への柔軟な対応が求められる時代にあって、教育の果たす役割は期待大であり、より充実を図ってほしい。

### 今後の方向性

継続実施 3人    見直し・改善（拡大） 5人    見直し・改善（縮小） 0人    廃止・休止 0人

イ	事務事業名	いじめ防止対策推進事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		豊かな心	担当課	教育指導課・教育総務課	
事業コスト	H30決算額(千円)	432	うち一般財源(千円)	432	

#### 事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「小田原市いじめ防止基本方針」に基づき、学校が行ういじめ防止対策を支援するとともに、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を開催し、家庭、地域および関係機関との更なる連携を図っている。

また、「小田原市いじめ防止対策調査会」においては、医師、弁護士、臨床心理士、学識経験者、社会福祉士により、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処のために講ずる対策の実効性の向上、重大事態が発生した場合の調査審議を行っている。

#### 評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	平成25年度に制定されたいじめ防止対策推進法の規定により、市町村にいじめ対策が義務付けられている。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	いじめの認知について、周知をすすめてきた結果、学校はいじめを積極的に認知していこうという考え方に変わってきている。
今後の事業展開	継続実施予定
今後の方向性	継続実施

#### 前年度点検・評価対象欄

前年度点検・評価における指摘事項	—
指摘事項に対する具体的な取組内容	—

## 点検・評価者からの主な意見

- ・ いじめ予防の観点には親支援も必要である。
- ・ いじめをする子の家庭も支援を求めている場合がある。その家庭の何がうまくいなくて子供がフラストレーションを抱えているか、親が考えられるような支援が必要
- ・ いじめ問題の対応を学校や教育委員会だけに負わせるのは無理がある。学校でできない分野や親支援の観点として、いじめ問題対策連絡会の機能強化を望む。
- ・ 子供のうちから、トラブルがあった時にどうやって関係を修復していくかという学びをしていくことが大事である。
- ・ 子供たちの考えが、トラブルを避けて表面的な人間関係の構築だけであればよいということにならないよう、予防も大切だが、大きなトラブルにならないくらいのところで解決する力が大事。そしてそれは学校だけではできないことである。
- ・ 一律の基準によって、言葉や行為を禁止することでいじめ予防とすることは、子供同士の関わりを消極的にすることにもなる。先生は大変だが適切なタイミングで子供同士の関係をつなげたり通訳的な役割を担って欲しい。
- ・ 一方的な抑止教育では限界がある。
- ・ 根絶は難しいが、啓発活動を通じて深刻化させないことを望む。

## 今後の方向性

継続実施 5 人    見直し・改善（拡大） 3 人    見直し・改善（縮小） 0 人    廃止・休止 0 人

ウ	事務事業名	食育啓発事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		健やかな体	担当課	学校安全課	
事業コスト	H30決算額(千円)	0	うち一般財源(千円)	0	

### 事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

小中学校における食育を推進するため、栄養教諭や学校栄養職員が地場産物や郷土の食文化を継承した給食を生きた教材として活用するとともに、食に関する指導や教科に関連した授業を行う。  
また、成長期の子供たちが望ましい食習慣を身に付けるために家庭、地域に向けた食育の普及啓発を行う。

### 評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	学校給食法、食育基本法、国や県の食育推進計画、小田原市食育推進計画に基づいて、小中学生の望ましい食習慣や食に関する知識を身に付けさせるという教育活動である。また、家庭等に向けた食育の普及啓発事業であるので、行政が実施すべき事業である。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	毎年市内商業施設で実施している学校給食展は、平成30年度も小田原地下街HaRuNe小田原で実施し、多くの市民等に啓発を図ることができた。JAや民間企業と連携し、体験コーナーや食育に関するスタンプラリーを実施し、児童・生徒の来場者が増加した。また、保護者だけでなく、広く市民に食育の啓発が図れた。
今後の事業展開	引き続き、適切に事業を実施する。
今後の方向性	継続実施

### 前年度点検・評価対象欄

前年度点検・評価における指摘事項	—
指摘事項に対する具体的な取組内容	—

## 点検・評価者からの主な意見

- ・ 作り手の心が相手に伝わっているかどうかという食育が大事と思う。
- ・ 「弁当の日」が、作り手の気持ちを考えることや、食育のいろいろな要素の学びとして行われていることが、成果として表れているか検証が必要。
- ・ 「弁当の日」は親は否定的かもしれないが、手間がかかるからこそ子供たちの力になると思う。料理の手伝いをしない今の子供には、台所で立ち料理をすることで、段取りや味付けなどを通して生きる力を養えると思う。
- ・ 「弁当の日」は貴重な食育体験になると思うので、実施校と回数が増えるように模索してほしい。
- ・ かつて竹下和男先生が行った「弁当の日」の講演会を毎年、あるいは3年に1度、企画しても良いと思う。
- ・ 弁当に限らず、家庭の中で親と一緒に調理をするということでも、作り手の気持ちを考えることになると思うので、そういう視点からの啓発事業としてもできると思う。
- ・ 「食に関する指導」の学校ごとの実施回数のばらつきが課題である。
- ・ 「食に関する指導」は学校からの要請で行っているということだが、中学生は特に大事な時期であるので、しっかりと講習をしてほしい。
- ・ 自分の体に入る物を自分で管理することが大切であり、市販されている物で体に悪い物の情報も食育に含んだら良い。
- ・ 教育ファーム（生産者等の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまでを体験する教育活動のこと）を各校でやっているが、それが食育にどう生かされているか、把握や発表をしてほしい。HaRuNe小田原の給食展で、教育ファームの収穫物をどう献立にしているか展示してみるなどはどうか。
- ・ 学校給食展がどんな効果・成果をもたらしたのか、啓発ができているかを測れるアンケート項目の設定が必要
- ・ 学校安全課が実施する食育と各学校が独自に実施する食育があるが、同じ食育ということで、どのように共有・連携していくかが課題である。
- ・ 残菜が減っているというのは、1つの成果としてあがってきており良い。

## 今後の方向性

継続実施 3人    見直し・改善（拡大） 4人    見直し・改善（縮小） 1人    廃止・休止 0人

エ	事務事業名	防災教育事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		生活力	担当課	教育指導課	
事業コスト	H30決算額(千円)	500	うち一般財源(千円)	500	

### 事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

<p><b>【目的】</b>  自分で自分の命を守るための思考力・判断力や行動力と、災害時における地域の支援者として行動しようとする意欲や実行力を育てるため、防災や安全についての児童生徒の学びを深める取組を推進する。</p> <p><b>【実施内容】</b>  平成30年度は、幼稚園1園、小学校3校、中学校1校に学校防災アドバイザーを派遣した。また、小学校1・3・5年生、中学校1年生に防災教育用パンフレットと、効果的な活用のための活用ガイドを配付した。</p>
--

### 評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	地域の特性や児童生徒の実態に応じた防災教育を推進するために市の事業実施が妥当である。 児童生徒及び教職員の防災意識と防災に関する実践力の向上につながっており、今後も一層の向上を目指す。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	防災アドバイザーの派遣については、これまでの事業継続により全ての中学校区において、1校・園の実施ができている。 防災アドバイザー派遣校では、「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」に対応した防災対策マニュアルへの改定が図られている。
今後の事業展開	継続実施予定
今後の方向性	継続実施

### 前年度点検・評価対象事業欄

前年度点検・評価における指摘事項	—
指摘事項に対する具体的な取組内容	—

### 点検・評価者からの主な意見

- ・中学生には「小田原市いっせい総合防災訓練」への参加などで、災害時に支援する側にも回れるような力を身に付ける環境を整えてほしい。
- ・「防災教育用パンフレット じしんだ！そのときどうする？」は、緊急時用として使うなら、コンパクトにして必要最小限となる内容に絞った方が活用できる。
- ・「防災教育用パンフレット じしんだ！そのときどうする？」は授業の中で危機管理を学ぶ教材としての活用を希望する。
- ・地震災害以外にも、水害や防犯、その地区の災害をテーマにしたパンフレットも今後検討されたい。
- ・学校防災アドバイザーの派遣校数が少ないという課題への対処として、派遣校数を増やす努力のほか、希望制ではなく強制にする、学校防災アドバイザーの教えを学校間で共有するという方法はどうか。
- ・起震車体験や煙体験、水流体験などを通して、子供たちに実感として危険を察知する力を身に付けてもらうのはどうか。
- ・学校にある避難はしごを実際に訓練で使ってみてはどうか。

### 今後の方向性

継続実施 4人    見直し・改善（拡大） 4人    見直し・改善（縮小） 0人    廃止・休止 0人

オ	事務事業名	家庭学習の推進			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		家庭教育	担当課	教育指導課	
事業コスト	H30決算額(千円)	—	うち一般財源(千円)	—	

### 事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

<p><b>【おだわらっ子ドリルの作成】</b>  児童の基礎学力の向上を目指し、本市独自のドリル教材を作成し、各校や放課後子ども教室等での活用を図る。平成30年度から2年間の計画で、教育研究所のプロジェクト研究においてドリルを作成し、効果的な活用を検討していく。</p> <p><b>【家庭学習の手引きの作成】</b>  児童生徒の学力向上に向けては家庭と学校が協力し、家庭学習の充実を図ることが必要である。各校では、その実態に応じて家庭学習の手引きを作成し、家庭への啓発を図っている。教育指導課としては特に取り組んでいない。</p>
--

### 評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	<p><b>【おだわらっ子ドリルの作成】</b>  研究員が市の児童生徒の実態に即したドリルを作成しており、その活用は効果的であると考えます。</p> <p><b>【家庭学習の手引きの作成】</b>  家庭学習の手引きについては、各校がそれぞれ取り組んでいる。</p>
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	<p><b>【おだわらっ子ドリルの作成】</b>  平成30年度から教育研究所のプロジェクト研究として作成を始めた。完成後は、費用対効果の側面から検証する必要がある。</p>
今後の事業展開	<p><b>【おだわらっ子ドリルの作成】</b>  ドリルを完成させ、各学校で活用していく。</p> <p><b>【家庭学習の手引きの作成】</b>  継続実施予定(各学校により)</p>
今後の方向性	継続実施

### 前年度点検・評価対象事業欄

前年度点検・評価における指摘事項	<p>「おだわらっ子ドリル」のねらいを、教員が蓄積してきた学習のつまづきの改善を共有するとともに、つまづきやすい問題等に関するアドバイスを入れ込むなどし、基礎的な勉強が分からない子供を減らす目的で、予算化し推進していただきたい。</p> <p>「おだわらっ子ドリル」の必要性や費用対効果、活用方法を十分に検討した上で、作成を継続するか市販のドリルの活用を選択すべき。</p> <p>「家庭学習の手引き」を、「作成趣旨と活用方法を十分に理解してもらえ」「基礎学力の育成と発展的学習を分けて考え、家庭への対応も分けて行う」「基礎的な学習及び発展学習と自らの興味関心から探求する学習とを明確に区分する」といった視点で作成できないか。</p>
指摘事項に対する具体的な取組内容	<p>現在、教育研究所プロジェクト研究(平成30年4月～平成32年3月)において、8名の研究員によって、小3～6年の国語と算数のドリルを作成途中であり、その中で御意見を参考にしていきたい。</p> <p>現在、教育研究所プロジェクト研究(平成30年4月～平成32年3月)で、小3～6年の国語と算数のドリルを作成途中であり、その中で御意見を参考にしていきたい。</p> <p>「家庭学習の手引き」は、各小学校在実態に応じて工夫をしながら作成している。現時点で小田原市として手引きを作成する考えはない。指摘事項については、機会をとらえながら、指導していきたい。</p>

### 点検・評価者からの主な意見

- ・ドリルの具体的な活用方法を、家庭での活用も含め検討してほしい。
- ・広く一般的に使うものではなく、ターゲットを設定し、公的な機関が作成する学び直しができるドリルという位置付けではどうか。
- ・低学年を対象とするドリルは、放課後子ども教室で活用すれば良い。
- ・福祉健康部が所管する生活困窮者世帯への学習支援事業での活用もできる。
- ・ドリルには対象となる学年があるだろうが、使うのはその学年に限らなくても良く、学年を表記する欄は無くても良い。
- ・製本はせず、1枚ずつ扱えるドリルにすると活用がしやすい。
- ・初任者の先生の研修に使えないか。先生方が蓄積してきた、子供たちがどのようなところにつまづくかという経験をこのドリルを使って学ぶことができる。
- ・保護者も教え方が分からなかったりするのでは、市販のドリルでは分からなかったがこのドリルなら分かるというものになるかどうか。
- ・このドリルでつまづいた子へのフォローがどこまでできるだろうか。
- ・活用方法やターゲットが不明確なものは活用されないと思う。
- ・子供たちがつまづくところが分かっているのなら、授業の中でこそ活用されるものとなるのではないか。授業とは別に家庭で自習させるためでは、つまづいている子が本当に使えるか疑問である。

### 今後の方向性

継続実施 1 人    見直し・改善（拡大） 6 人    見直し・改善（縮小） 0 人    廃止・休止 1 人

カ	事務事業名	公立幼稚園教育推進事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		就学前教育	担当課	教育指導課	
事業コスト	H30決算額(千円)	28,998	うち一般財源(千円)	0	

### 事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

公立幼稚園では「介助を要する園児を支援するための介助教諭など各園に臨時職員の配置」「酒匂幼稚園及び下中幼稚園での延長保育の実施」「発達障がい児等の支援の方向性等を幼稚園教諭に助言するための臨床心理士等の専門家の派遣」「教員の資質向上等を図るための研究事業」を実施し、幼児教育の向上を図っている。

今後は、保育所及び小学校とも連携し、運営形態を含めた在り方を検討していく。

### 評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	幼児教育の充実を図り、質の向上に努めていく必要があることから、市が関与して実施するべきである。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	副園長不在の園が2園あり、必要最低限の人員で運営しているが、質の高い保育を提供する上でも適正な職員数について検討する必要があると考える。
今後の事業展開	継続実施予定
今後の方向性	継続実施

### 前年度点検・評価対象事業欄

前年度点検・評価における指摘事項	<p>私立幼稚園との連携強化体制づくりを積極的に推進していく必要がある。</p> <p>公立幼稚園での取組の成果等を、私立幼稚園・保育所へ情報提供し、共有するシステムの構築が必要である。</p> <p>延長保育の拡充をさらに進める必要がある。</p> <p>認定こども園化への移行について、幼稚園型か連携型かの方向性を打ち出す必要がある。</p>
指摘事項に対する具体的な取組内容	<p>(私立幼稚園・保育所との連携等、認定こども園化については) 教育部と子ども青少年部で「公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を作成中であり、今後、民間施設等を交え協議していく予定である。</p> <p>(延長保育の拡充については) 現在検討している認定こども園化に含めて検討していくため取り組んでいない。</p>

### 点検・評価者からの主な意見

- ・ 人材確保のため臨時職員の賃金をあげてほしい。
- ・ 今後、公立幼稚園の統廃合という話もあると思うが、費用がかかっていることなので、早く考えた方がよい。
- ・ 現在、園児数が少ない園もあると思うが、少人数であることで丁寧に保育できるという特色を出すという考え方もある。
- ・ 私立幼稚園に、よりインクルーシブ教育に目を向けてもらうため、公立・私立幼稚園の交流を進めてほしい。

### 今後の方向性

継続実施 4 人    見直し・改善（拡大） 2 人    見直し・改善（縮小） 2 人    廃止・休止 0 人

キ	事務事業名	特別支援相談・通級指導教室充実事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		学校教育		担当課	教育指導課
事業コスト	H30決算額(千円)	9,269	うち一般財源(千円)	6,320	

### 事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

小田原市の支援教育の在り方、内容・指導方法の改善、条件整備等について話し合うために、特別支援教育推進会議を年2回開催する。

また、幼小中学校に在籍する、様々な課題を抱えた児童生徒や保護者及び教員を対象に相談を受けるため特別支援教育相談室「あおぞら」を運営するとともに、コミュニケーションやことばの課題に対する適切な指導や支援を行うために、通級指導教室を運営する。

さらに、教育的ニーズのある児童生徒に対し、学校生活において適切な支援や環境について検討するために就学支援委員会を含めた就学相談を実施した。

### 評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	様々な課題を抱えた児童生徒は、年々増加し、その背景は複雑化している。学校と直結した児童生徒に関わるものであるため、担当課が他機関と連携し、一人ひとりに必要な支援や環境について検討していく必要がある。また、多様性を認め合う社会作っていくためにも、市が関与し相談体制を充実させる必要がある。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	相談内容の複雑化や教育的ニーズの多様化に伴い、相談に伴う検査費用の見直し、通級指導教室の充実、さらに総括的な相談体制の在り方について、検討した。
今後の事業展開	相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、専門的な人材の確保や関係機関との連携支援体制の整備を検討する。また、通級指導教室における指導力を向上させるために、研修会や学習会を開催する。
今後の方向性	見直し・改善

### 前年度点検・評価対象事業欄

前年度点検・評価における指摘事項	—
指摘事項に対する具体的な取組内容	—

### 点検・評価者からの主な意見

- ・ インクルーシブ教育について現場の先生の意識改革は必要であり、今後も啓発活動を継続して行ってほしい。
- ・ 世間や社会も支援の必要な者への理解を深めることが必要だし、同時に支援が必要な者もまた自分や自分の周囲に対して理解をしていくことで、双方向で理解を深めることも大事である。
- ・ 「自分がどんな支援を必要としているか」や「できないこと」を安心して発信できる環境が実現すると良い。それが社会参加であり、相互理解や自立につながることである。
- ・ 支援の必要な者の特別性を強調せず、むしろ当たり前前の存在になることが、誰もが安心して暮らせる本当に良い町になると思う。

### 今後の方向性

継続実施 5 人    見直し・改善（拡大） 3 人    見直し・改善（縮小） 0 人    廃止・休止 0 人

ク	事務事業名	放課後子ども教室推進事業			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針			コミュニティ・スクール	担当課	教育総務課
事業コスト	H30決算額(千円)	14,085	うち一般財源(千円)	7,089	

### 事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

放課後子ども教室は、全ての子供を対象に、放課後の時間、小学校の余裕教室等を子供の安全・安心な活動拠点として活用し、地域の方々の参画等を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を創出するもの。

平成29年度までに11校に設置しており、平成30年度に新たに7校に設置し、計18校で延べ793回実施、1回あたりの参加児童は平均24人であった。

参加児童の保護者に対するアンケートでは、来年度以降も参加する予定であるとの回答が全体の86%あり、満足度は高い。

### 評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	学校を拠点に、地域の方々の協力を得ながら実施することで、児童が心豊かで、健やかに育まれることにつながっている。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	青少年課所管の「地域の見守り拠点づくり事業」と連携し、「学校を中心とした居場所づくり」をする中で、地域の方に協力いただき、体験活動の新規実施や拡充につなげた。
今後の事業展開	令和元年度に全ての小学校への設置が完了することから放課後児童クラブとの一体的な運営や連携について研究しながら、効率的な運用を図る。
今後の方向性	継続実施

### 前年度点検・評価対象事業欄

前年度点検・評価における指摘事項	—
指摘事項に対する具体的な取組内容	—

## 点検・評価者からの主な意見

- ・ スタッフ集めの課題解消として、中学校の時間講師を活用できないか。
- ・ 現在は、学習支援を中心に行うことから、教員免許を持っている者を学習アドバイザーとしているが、全員が教員免許を持っている必要はなく、3人のうち1人が持っていれば良いなど、運営の仕方でもスタッフ集めの課題を解消できないか。
- ・ 今後、事業を拡大したり申込者が増えていけば、いずれ支援が必要な子の受入体制が課題となる。その時にどうするかを考えておく必要がある。
- ・ 支援の必要な子を受け入れられるようにするにはどうしたら良いか、コーディネーターミーティングの中で話し合えると良い。
- ・ 児童が学習アドバイザー等に教えてもらってもどうしても分からなかった時に、学校の先生に気軽に相談できるルートがあると良い。子供を中心とした関係づくりにもつながる。
- ・ 通常の授業を補完する放課後子ども教室はとても良いと思う。
- ・ 貧困対策でもあると思う。
- ・ 放課後子ども教室に貧困対策も視野に入れると、ニーズがまた変わってくる面も出てくると思う。それに対応できるかどうかもスタッフ次第である。ゆくゆくはそういう課題も出てくると思う。
- ・ 子ども食堂が増えてきており、またそこでも宿題をやっているところも多いので、連携していくと良いのではないか。行政と民間の役割分担など、小田原市としての望ましい姿を考える時が来ている。
- ・ 週3日開催を目標に努めてほしい。

## 今後の方向性

継続実施 3人    見直し・改善（拡大） 5人    見直し・改善（縮小） 0人    廃止・休止 0人

ケ	事務事業名	学校施設維持・管理事業(小学校)			
	学校教育振興基本計画上の9の重点方針		教育施設環境	担当課	学校安全課
	事業コスト	H30決算額(千円)	1,406,842	うち一般財源(千円)	488,903

### 事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

<p>学校施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持・管理工事や校庭整備(芝生化含む)を行い、子供たちに教育の場を提供する事業。</p> <p>学校施設の維持・管理に必要となる電気・ガス・水道などのライフラインの整備と維持、小破修繕、外壁や雨漏り等の管理工事、機械警備や樹木整枝剪定などを行い、児童が安心して学べる場を提供する。</p>
--

### 評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	学校教育法の規定により、学校施設は、その設置者である市が管理義務を負うこととなっていることから、市が管理し、その経費を負担することが必要であり、市が実施すべき事業である。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	学校施設の維持・管理における修繕等について、専門職を配属し、担当内で修繕等の進捗を管理することで、業務の効率化を図ることが可能である。
今後の事業展開	学校施設の老朽化に対応するため、「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、短期計画を実施してきた。今後は、本市全体の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画策定を目指すため、短期計画を見直す。
今後の方向性	継続実施

### 前年度点検・評価対象事業欄

前年度点検・評価における指摘事項	<p>学校施設を地域の高齢者や障がい者ほかすべての人が利用できるよう、「みんなのトイレ」の設置が望ましい。</p> <p>学校施設の地域住民への開放に伴うリスクの洗い出しと検討、複合化・多目的化に向けたプラン策定には特にソフト面から具体的な検討を加えるべき。</p> <p>危険を伴わない軽微な修繕は、教師、PTA、市教育委員会、自治会などが協力して一覧を作成し、地域のマンパワーを活用するといった工夫があっても良い。</p> <p>校内の樹木の管理を徹底していただきたい。</p>
指摘事項に対する具体的な取組内容	<p>今後、新築、増改築の際には「みんなのトイレ」を設置していきたい。なお、小中学校のトイレ全面改修の際には、ケガ、体が不自由な児童・生徒の利用を考慮し、各階、男女に1か所ずつ車いすに対応したトイレ(手摺り付き)を設置している。今後も継続していく方針である。</p> <p>地域開放については、セキュリティをどのように確保していくかが課題である。平成32年度末までに学校施設長寿命化計画を策定するよう文部科学省から示されており、その中で複合化・多目的化の一つとして検討していきたい。</p> <p>平成31年度から、学校の軽微な修繕については、地域団体(PTA、おやじの会など)から自主的な修繕の申し出があった際に必要な資材の支給を行う「学校施設修繕ボランティア活動支援事業」を開始した。</p> <p>平成31年度については、30年度と比較し樹木伐採選定委託料の予算を増額計上した。</p>

ケ	事務事業名	学校施設維持・管理事業(中学校)			
	学校教育振興基本計画上の9の重点方針		教育施設環境	担当課	学校安全課
	事業コスト	H30決算額(千円)	449,557	うち一般財源(千円)	170,753

### 事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

<p>学校施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持・管理工事や校庭整備を行い、子供たちに教育の場を提供する事業。</p> <p>学校施設の維持・管理に必要な電気・ガス・水道などのライフラインの整備と維持、小破修繕、外壁や雨漏り等の管理工事、機械警備や樹木整枝剪定などを行い、生徒が安心して学べる場を提供する。</p>
---

### 評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	学校教育法の規定により、学校施設は、その設置者である市が管理義務を負うこととなっていることから、市が管理し、その経費を負担することが必要であり、市が実施すべき事業である。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	学校施設の維持・管理における修繕等について、専門職を配属し、担当内で修繕等の進捗を管理することで、業務の効率化を図ることが可能である。
今後の事業展開	学校施設の老朽化に対応するため、「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、短期計画を実施してきた。今後は、本市全体の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画策定を目指すため、短期計画を見直す。
今後の方向性	継続実施

### 前年度点検・評価対象事業欄

前年度点検・評価における指摘事項	<p>学校施設を地域の高齢者や障がい者ほかすべての人が利用できるよう、「みんなのトイレ」の設置が望ましい。</p> <p>学校施設の地域住民への開放に伴うリスクの洗い出しと検討、複合化・多目的化に向けたプラン策定には特にソフト面から具体的な検討を加えるべき。</p> <p>危険を伴わない軽微な修繕は、教師、PTA、市教育委員会、自治会などが協力して一覧を作成し、地域のマンパワーを活用するといった工夫があっても良い。</p> <p>校内の樹木の管理を徹底していただきたい。</p>
指摘事項に対する具体的な取組内容	<p>今後、新築、増改築の際には「みんなのトイレ」を設置していきたい。なお、小中学校のトイレ全面改修の際には、ケガ、体が不自由な児童・生徒の利用を考慮し、各階、男女に1か所ずつ車いすに対応したトイレ(手摺り付き)を設置している。今後も継続していく方針である。</p> <p>地域開放については、セキュリティをどのように確保していくかが課題である。平成32年度末までに学校施設長寿命化計画を策定するよう文部科学省から示されており、その中で複合化・多目的化の一つとして検討していきたい。</p> <p>平成31年度から、学校の軽微な修繕については、地域団体(PTA、おやじの会など)から自主的な修繕の申し出があった際に必要な資材の支給を行う「学校施設修繕ボランティア活動支援事業」を開始した。</p> <p>平成31年度については、30年度と比較し樹木伐採選定委託料の予算を増額計上した。</p>

ケ	事務事業名	学校施設維持・管理事業(幼稚園)			
学校教育振興基本計画上の9の重点方針		教育施設環境	担当課	学校安全課	
事業コスト	H30決算額(千円)	14,748	うち一般財源(千円)	14,748	

### 事業概要と成果(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)

施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、園舎等の維持・管理工事や園庭整備(芝生化含む)を行い、子供たちに普通教育の場を提供するための事業。  
 施設の維持・管理に必要となる電気・ガス・水道などのライフラインの整備と維持、小破修繕、外壁や雨漏り等の管理工事、機械警備や樹木整枝剪定などを行い、園児が安心して学べる場を提供する。

### 評価・振り返り・今後の方向性

妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	学校教育法の規定により、学校施設は、その設置者である市が管理義務を負うこととなっていることから、市が管理し、その経費を負担することが必要であるため、市が実施すべき事業である。
効率性(費用対効果)・その他改善を図った点	施設の維持・管理における修繕等について、専門職を配属し、担当内で修繕等の進捗を管理することで、業務の効率化を図ることが可能である。
今後の事業展開	学校施設の老朽化に対応するため、「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、短期計画を実施してきた。今後は、本市全体の公共施設再編基本計画との整合を図りながら、学校施設の長寿命化や機能向上を含めた再整備計画策定を目指すため、短期計画を見直す。
今後の方向性	継続実施

### 前年度点検・評価対象事業欄

前年度点検・評価における指摘事項	<p>学校施設を地域の高齢者や障がい者ほかすべての人が利用できるよう、「みんなのトイレ」の設置が望ましい。</p> <p>学校施設の地域住民への開放に伴うリスクの洗い出しと検討、複合化・多目的化に向けたプラン策定には特にソフト面から具体的な検討を加えるべき。</p> <p>危険を伴わない軽微な修繕は、教師、PTA、市教育委員会、自治会などが協力して一覧を作成し、地域のマンパワーを活用するといった工夫があっても良い。</p> <p>校内の樹木の管理を徹底していただきたい。</p>
指摘事項に対する具体的な取組内容	<p>今後、新築、増改築の際には「みんなのトイレ」を設置していきたい。なお、小中学校のトイレ全面改修の際には、ケガ、体が不自由な児童・生徒の利用を考慮し、各階、男女に1か所ずつ車いすに対応したトイレ(手摺り付き)を設置している。今後も継続していく方針である。</p> <p>地域開放については、セキュリティをどのように確保していくかが課題である。平成32年度末までに学校施設長寿命化計画を策定するよう文部科学省から示されており、その中で複合化・多目的化の一つとして検討していきたい。</p> <p>平成31年度から、学校の軽微な修繕については、地域団体(PTA、おやじの会など)から自主的な修繕の申し出があった際に必要な資材の支給を行う「学校施設修繕ボランティア活動支援事業」を開始した。</p> <p>平成31年度については、30年度と比較し樹木伐採選定委託料の予算を増額計上した。</p>

### 点検・評価者からの主な意見

- ・地域の団体が学校の環境整備に携われるようになったのは良い。
- ・PTAの保護者の中には、学校の修繕の計画が十分に理解がされていないケースがあるので、要望を出しているにも関わらず実施されない項目（繰り返しされたもの）について、理解を得られるように学校長とPTA役員との説明のテーブルを持ってもらえると良い。
- ・施設の老朽化により対応が必要な箇所が多くなっていくので、修繕、改修をよろしく願いしたい。

### 今後の方向性

継続実施 5人    見直し・改善（拡大） 3人    見直し・改善（縮小） 0人    廃止・休止 0人

#### 4 平成30年度（平成29年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業における 点検・評価後の状況

平成30年度（平成29年度分）の点検・評価においてヒアリング対象となった事業の事後の状況について、自己点検を行った。

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
1	学力向上支援事業 (教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少人数指導やチームティーチング実施校（学級）の場合と未実施校（学級）の場合の成果を比較し、少人数指導スタッフの在り方や職員配置への配慮・検討に取り組んでいただきたい。</li> <li>・ 非常勤講師が教員と同じ専門性の高い情報を共有していただきたい。</li> <li>・ 事業の評価や成果を、保護者アンケート、授業アンケート等で結果を示すべき。</li> <li>・ 免許教科外教科教員、教科指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校規模や子供たちの実態が違う中、配置の有無による学力の成果を測ることは困難である。少人数指導スタッフの配置については、県加配を勘案し、配置基準を見直しながら、効果的な配置を検討した結果、平成31年度も同じ配置基準で、事業を継続することとした。</li> <li>・ 配置している市費非常勤講師のほとんどが、過去に正規教員または県費非常勤講師の経験者であり、教科指導経験が豊富である。各学校の授業研究会に参加し、教科の指導法研修に参加できるよう対応しており、専門性の高い情報も共有できている。</li> <li>・ 保護者が事業の成果を実感したり、事業を評価したりすることは困難であり、負担をかけてしまうため、現時点では取り組む予定はない。</li> <li>・ 教員の配置については、教職</li> </ul>

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<p>充実非常勤講師の必要性は、中学校の教諭の層が薄くなっているのではないかと。</p>	<p>員定数法に基づくものであり、生徒数が減少し、学級数が減ると配置される教職員の定数も減少し、教職員の層が薄くなっているため、今後も非常勤講師の適正な配置を進めていきたい。また、県教育委員会に対して、県費負担教職員の適正な配置について要望していく。</p>
2	読書活動推進事業 (教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校司書の配置が生徒の学力成果に繋がったことを具体的な数字で記録し、今後の配置につなげるべきではないかと。</li> <li>・学校司書の活動を可視化し、必要性をアピールしてほしい。</li> <li>・学校司書と教員とが連携し、双方の業務の充実や効率化を図れるのではないかと。</li> <li>・学校司書と教員との有機的な連携を図るための研修の予算化を望む。</li> <li>・学校図書館と市立図書館との</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校司書の配置と学力の成果をクロス集計することは不可能である。</li> <li>・「日報」だけでなく、各学校司書が工夫をして、図書館だよりを出すなど、学校司書の活動を可視化する取組は進んでいる。</li> <li>・直接雇用したことにより、学校司書と教員の連携は深まっている。このことにより、子供への読書相談や学習支援が充実している。</li> <li>・講師を招聘して、学校司書と教員が共に対象となる研修会を開催しており、有機的連携が図られている。</li> <li>・図書の貸し借りのためのシス</li> </ul>

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<p>連携協力体制の整備を望む。 (蔵書の貸し借りのシステム化も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校司書の研修会に、学校教員や図書ボランティア等の参加も可能とするなど検討されたい。</li> <li>・図書館運営に児童生徒も参加できるようにすることも重要</li> </ul>	<p>テムを導入するためには、相当な費用を要するため、今後研究していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教員は参加対象としているが、図書ボランティア等の参加について、今後検討していきたい。</li> <li>・学校図書館の運営には、児童生徒会活動の一環として、児童生徒も参加している。</li> </ul>
3	体力・運動能力向上事業（教育指導課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は中学生が小学生を指導するなど、児童生徒が講師役を担う人材育成・生涯教育の観点も加味し、事業の維持発展を望む。</li> <li>・派遣した学校としなかった学校との比較や、過去に派遣された学校でのノウハウの引継ぎがされているのか検証し、今後には生かしていくことが必要</li> <li>・アスリーの派遣を早期に全小中学校でできるようにし、在学中に一度はトップアスリートと触れ合う機会を持てる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、小学校体育大会の陸上種目の練習において、一部の小学校を対象に中学生が小学生に指導する機会を設けるなど、小中学校の交流は進んでいる。各中学校区の交流として、こうした機会が増えている。</li> <li>・体力・運動能力向上指導員の派遣は、平成32年度までの事業であり、教員がそのノウハウを生かして、今後の学校の取組としていくことができるよう対応しているところである。</li> <li>・市教育委員会事業としては平成28年度から著名なアスリートを16校のべ18回派遣した。子供がスポーツや運動に関心</li> </ul>

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		ことを望む。	<p>を持つことや、将来の夢につながることは重要であり、アスリートから学ぶ効果は高いと考えている。平成31年度の派遣先は原則、過去の派遣実績がない学校とし、対象児童の考え方についても検討していきたい。</p> <p>なお、平成30年度の実績は、教育委員会事業として小学校7校、中学校4校にアスリートを派遣した。その他、県の事業として小学校1校、ラグビーオーストラリア代表選手との交流を小学校1校、アスリートと触れ合う機会を設けることができた。</p>
4	情報教育の推進（教育指導課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディアリテラシー、モラルリテラシー育成の観点から「情報教育研修会」を予算化し、恒常的に開催する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県で開催する初任者研修や年次研修において情報教育や情報モラル教育等について扱われている。市においても既存の児童生徒指導研修会の中で必要に応じて扱っていく。なお、メディアリテラシー、モラルリテラシーについては、教育課程上、社会科や技術科等の学習に、また、道徳科の教科書でも取り扱いがあり、それぞれの教科研究の中で、教職員の資質や指導力が高まっていくものと考えている。</li> </ul>

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯・スマートフォン使用頻度の高さから小中学生がトラブルや危険にさらされている現状にあることを再認識し、市教育委員会として「メディアリテラシーに関する手引書」の作成に取り組む必要がある。</li> <li>・正しい情報の選択や SNS に潜む危険性等を子供たちに十分理解させることが重要で、学校としても保護者等と連携をとって進めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯やスマートフォンのトラブルや危険に関して、小中学生向け資料「スマホ時代のキミたちへ」を文部科学省が作成し、毎年全家庭に配布しており、本市でもその資料を活用し、SNS 等のトラブルの未然防止の指導を行っている。</li> <li>・御指摘の内容については、各校では、携帯電話会社や警察から講師を招請し児童生徒対象の学習を実施している。また、中学校では新入学時説明会において保護者へ話をしている。青少年育成協議会と連携し、保護者や地域の方への啓発の場を設けている学校もある。今後もこうした取組の拡充を図っていく。</li> </ul>
5	支援教育事業（教育指導課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援員の通常級への配置を充実するため、さらなる増員措置に努められたい。</li> <li>・通常級の児童生徒への障がい理解などについて、影響の大きい個別支援員に研修機会がより多くあれば良い。</li> <li>・インクルーシブな教育環境づくりのため、地域全体の意識喚起が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校のニーズをとらえ、平成31年度に増員するための予算を増額計上した。</li> <li>・個別支援員の資質向上を図ることは重要である。現在、年2回研修会を実施しており、その内容を充実していきたい。</li> <li>・保護者や地域住民の理解が高まることは大切なことであると認識しており、今後検討し</li> </ul>

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の自立に向けて、専門家と支援員が連携し計画的に取り組むことが必要</li> </ul>	<p>ていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の方向で、実施しているところである。</li> </ul>
6	学校運営協議会事業 (教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の活性化と地域の活性化を両立していただきたい。</li> <li>・教職員の多忙化解消につながる運営を期待したい。</li> <li>・運営協議会のメンバーに、地域団体だけでなく他の活動グループや市民委員を含むと良い。</li> <li>・各協議会同士の情報交換や、モデル的活動の共有が必要である。</li> <li>・地域主体での運営の定着、地域住民への認知度の向上、協</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コーディネーターが地域コミュニティ組織及びその事務局と連携することによって、学校の活性化と地域の活性化が図られるか検証していきたい。</li> <li>・学校運営協議会の事務局を地域コーディネーターが担うことで、教職員の負担につながるかを検証していく。</li> <li>・学校運営協議会委員は、校長の推薦によるものとなるが、今後研究していきたい。</li> <li>・小学校全校に学校運営協議会が設置される平成31年度(令和元年12月)に、各協議会の取組について共有することや、学識経験者から他の事例等を聞くといった「学校運営協議会の推進に関する連絡協議会」を開催していく。</li> <li>・これまでに、市民に向け「市民につたえようおだわらの教</li> </ul>

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<p>議結果の周知が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外研修視察等のための予算措置を図るべき。</li> </ul>	<p>育」の発表や、広報への掲載、また指導主事が学校へ出向き、コミュニティスクールの概要説明をしてきた。また、学校も学校運営協議会の設置に向け、学校だよりなどで周知し、認知度が高まるよう取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校運営協議会の立ち上げに際し、各校の学校運営協議会委員の代表者には、国が主催するフォーラムに参加するための予算措置はしている。現段階では、視察するような先進的な自治体もないため、予算措置は考えていない。</li> </ul>
7	<p>キャンパスおだわら事業（生涯学習課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「キャンパスおだわら情報誌」の配布先に幼稚園や小中学校、公民館、病院等を加えたり、児童生徒向けのイベント情報を学校に届けるといった工夫があっても良い。</li> <li>・ 電子媒体への移行の検討も今後は必要になると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に一部の幼稚園や小中学校、公民館、病院等には配布を行っているが、すべては網羅できていないため、配布先の拡大について、協働実施団体と引き続き検討していく。児童生徒向けイベント情報を別途学校に届けることについては、コスト面等の課題があるため、協働実施団体と協議していきたい。</li> <li>・ 紙媒体の「キャンパスおだわら情報誌」を毎月発行から隔月発行にすることで生まれたマンパワーや資金を、SNSな</li> </ul>

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者アンケートを作成し、効果や情報入手経路などを収集・分析し、効果的な予算運用を図るべき。</li>   <li>・紙面の見せ方の工夫がもう少し欲しい。</li> </ul>	<p>ど、電子媒体を使った情報発信に振り分けるなど、広く市民に情報を行き届けるための改善を始めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンパスおだわら共通のアンケート項目を定めたひな形を作成、運用、分析している。現在、そのアンケートを活用している範囲が、「行政（生涯学習課）」及び協働実施団体である「NPO 法人小田原市生涯学習推進員の会」が実施する講座にとどまっているため、引き続き、キャンパスおだわら情報誌等に掲載された講座などでの利用を呼び掛けていきたい。</li>   <li>・講座情報以外にも、興味関心を引く生涯学習情報などを掲載すべく、協働実施団体を中心に検討を進めている。</li> </ul>
8	官民協働によるちづくり担い手育成事業（生涯学習課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者が受講後に活躍する場を考えた講座設定が望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おだわら市民学校は原則2年制としており、1年目の基礎講座「おだわら学講座」で、小田原市内の様々な魅力や課題を知り、郷土愛を育んだ後、2年目は「専門課程」として、それぞれの興味関心のある分野に進み、学びを深めるとともに、その分野で実践している団体や個人と繋がりをつくることで、受講後の</li> </ul>

No.	事業名	前年度点検・評価における 指摘事項	指摘事項に対する 具体的な取組内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講者が受講後に職に就くための道筋をつけていく必要がある。</li>   <li>・何のために行うのか、年齢層なども含めてもう一度検討が必要では。</li> </ul>	<p>実践活動に結び付けることを狙いとしている。</p> <p>昨年度から実施している1年目の「おだわら学講座」および、今年度から新たに実施する2年目の「専門課程」実施状況を鑑みながら、講座のブラッシュアップを図ってまいりたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おだわら市民学校で想定している担い手は、職としての担い手に限るものではないが、受講後の活躍の場を想定し、実践活動に結び付けることを狙いとした講座を展開していく予定である。</li>   <li>・実施目的は明確であり、「おだわら市民学校」は、昨年度から開始した事業でもあるため、今後の受講者の反応や、受講後の活動状況などを確認しながら、ブラッシュアップを図っていきたい。</li> </ul>

※平成30年度（平成29年度分）と令和元年度（平成30年度分）の両年度で点検・評価ヒアリング対象となった事業の事後の状況は、各事業の調書に記載した。

[ 空白 ]

## 5 小田原市学校教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）における成果指標

小田原市学校教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）において達成すべき具体的な指標として設定した項目について、平成30年度の達成状況を記載した。

五つの側面		成果指標	計画策定時	目標	平成30年度
1	自ら考え表現する力	友達と話し合うとき、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができている児童生徒の割合	83.0% 88.9% <b>86.0%</b>	<b>90%以上</b>	73.5% 76.5% <b>75.0%</b>
		授業で学んだことを、他の学習や生活に生かしている児童生徒の割合	83.8% 70.5% <b>77.2%</b>	<b>85%以上</b>	—
2	命を大切にする心	自分には、よいところがあると感じている児童生徒の割合	79.2% 71.6% <b>75.4%</b>	<b>85%以上</b>	82.0% 80.3% <b>81.2%</b>
		いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと感じている児童生徒の割合	96.0% 91.8% <b>93.9%</b>	<b>100%</b>	95.5% 95.7% <b>95.6%</b>
3	健やかな心と体	朝食を毎日食べている児童生徒	93.9% 91.0% <b>92.5%</b>	<b>95%以上</b>	91.8% 90.4% <b>91.1%</b>
		運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合	90.2% 84.6% <b>87.4%</b>	<b>95%以上</b>	89.0% 84.3% <b>86.7%</b>
4	ふるさとへの愛	地域や社会をよくするために何をなすべきかを考えることがある児童生徒の割合	37.8% 29.8% <b>33.8%</b>	<b>50%以上</b>	41.5% 38.3% <b>39.9%</b>
		今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	51.2% 34.0% <b>42.6%</b>	<b>60%以上</b>	49.4% 41.1% <b>45.3%</b>

5	夢への挑戦	ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある児童生徒の割合	95.7% 95.2% <b>95.5%</b>	<b>95%以上</b>	—
		将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	83.4% 71.8% <b>77.6%</b>	<b>90%以上</b>	82.2% 72.5% <b>77.4%</b>

1	おだわらっ子の約束	毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	78.3% 72.7% <b>75.5%</b>	<b>85%以上</b>	73.0% 73.6% <b>73.3%</b>
		友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる児童生徒の割合	94.1% 95.4% <b>94.8%</b>	<b>95%以上</b>	—
		学校のきまりを守っている児童生徒の割合	92.8% 92.2% <b>92.5%</b>	<b>95%以上</b>	87.0% 93.6% <b>90.3%</b>

※この表において、計画策定時とは平成 29 年度を、目標は令和 4 年度を指す。

※計画策定時、平成 30 年度の数値は、「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」から転記した。

※数値の上段は小学校、中段は中学校、下段は小中平均の値を表す。

※目標値は小中の平均値を表す。

※当該年度の「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」から質問項目が除外され、把握できなかった項目は傍線を付した。

※「自ら考え表現する力」を測る成果指標とした「友達と話し合うとき、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができている児童生徒の割合」は、平成 30 年度には質問項目が削除されたため、「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」との質問項目を準用した。

# 小田原市学校給食センター整備基本構想

(概要版)

小田原市教育委員会

## 1 本構想の位置づけ

### (1) 構想の目的

本市の給食施設は、古いものでは築年数にして50年以上、それ以外でも築30年を経過した施設が大半を占め、老朽化が進み、現在の「学校給食衛生管理基準」と照らし合わせると改善すべき点が多数あり、「小田原市学校給食のあり方検討委員会」における議論の中でも指摘されています。

老朽化が著しい学校給食センターについての整備基本構想を定めることにより、今後の具体的な設備や整備用地等の検討が円滑に行われることを目的とします。

#### 学校給食のあり方検討委員会による報告要旨（平成27年5月）

- 給食施設の老朽化
  - 短期的な備品更新、中期的な建物の長寿命化や機能向上、長期的な建替計画を立てる必要がある。
- 学校給食の実施方式
  - ・学校給食について、望ましい方式を選択する必要がある。
  - ・将来的に学校給食センターの建替を検討していく必要がある。
  - ・学校給食の枠を超え、広い視野で運営方法や施設の改善を図る。
- 学校給食のあり方について
  - ・今後とも中学校までの学校給食の完全実施を存続していくべきである。
  - ・学校給食の実施方法としては、単独調理方式が最も望ましい。

### (2) これまでの検討経過

年度	経過
H26	「小田原市学校給食のあり方検討委員会」による検討(3回開催)
	教育委員会委員へ検討委員会の検討内容を報告
H27	学校給食会総会で検討委員会の検討内容を報告
	新給食センターの整備手法について教育委員会で検討
H28	
H29	新給食センターの食数規模や整備費用等の考え方、事業の進め方について関係課と整理
H30	基本構想(案)の策定に向けた調整等
	総合計画(第3次実施計画)に追加(学校給食センター建替事業の検討) 小田原市公共施設再編基本計画(再編方針:建替えとして位置付け)
R1	小田原市学校給食センター整備基本構想の策定

## 2 学校給食センターの現状と課題について

### (1) 現給食センターの状況

令和元年度 5月時点

施設名称	所在地	建築年月	担当校	食数	敷地面積	建物面積	調理員
学校給食センター	飯泉 1,248 番地	昭和 47 年 7 月	中学校 8 校	3,859 食	3,106 m <sup>2</sup>	1,503 m <sup>2</sup>	直営

### (2) 現給食センターの課題

#### ア 施設および設備等の老朽化

- ・換気や給排水設備、調理備品等も耐用年数を超過
- ・空調設備がなく労働環境も劣悪
- ・老朽化が著しく、劣化に歯止めがかからない
- ・大規模改修に要する期間の確保が困難

#### ウ アレルギーの対応

- ・除去食の対応を検討する必要がある

#### エ 食数減への対応

- ・今後 30 年で児童・生徒約 5,400 人の減少見込み

#### イ 安全・衛生の確保

- ・汚染作業区域、非汚染作業区域が不明確
- ・ドライシステムの未導入
- ・作業動線の輻輳

## 3 中学校給食施設の整備について

### (1) 中学校給食施設の整備に係る実施方式

他の学校給食施設の再編を含めた学校給食センターの整備について、学校給食実施方式の視点から検討を行いました。各方式における費用・課題等について、次のとおり比較・検討した結果、学校敷地への影響を最小限とし、かつ、将来の財政負担の軽減が見込める「共同調理場方式」で整備することとします。

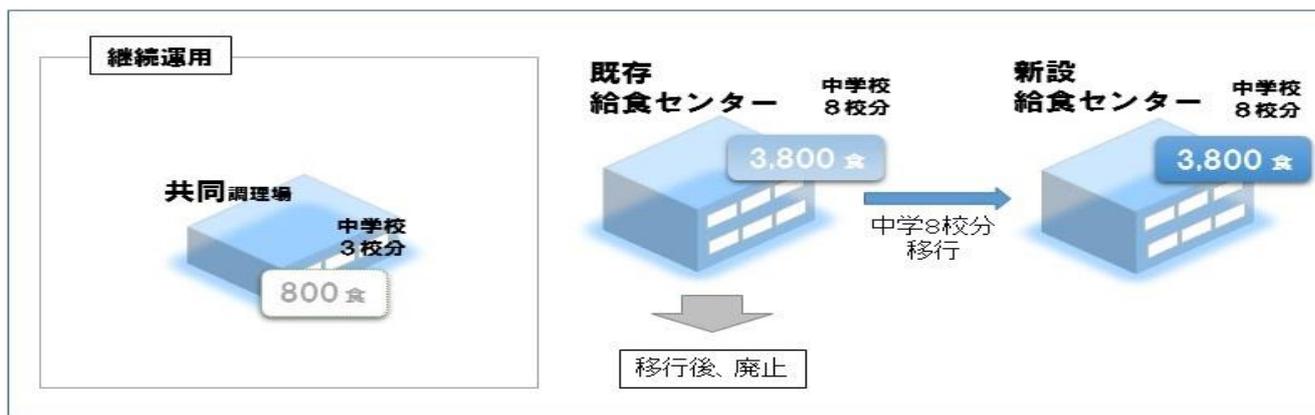
	単独調理校方式	親子調理方式	共同調理場方式
導入するための課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理場新設に向けた校内での用地確保</li> <li>・整備・運営コストが他の2方式よりかかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場扱いとなるため、立地要件の確認が必要</li> <li>・既存施設では調理能力不足のため、施設の拡張が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建替えのための工場用地の取得</li> </ul>
整備・運営費用 (運営費 15 年)	整備費 19.9 億円 運営費 31.5 億円 合計 51.4 億円	整備費 23.8 億円 運営費 17.3 億円 合計 41.1 億円	整備費 19.5 億円 運営費 27.8 億円 合計 47.3 億円

※ 費用は概算額であり、整備条件、整備時期、敷地条件、業務内容等によって変わります。  
また、整備費には解体工事費や用地取得・拡張費用は含んでいません。

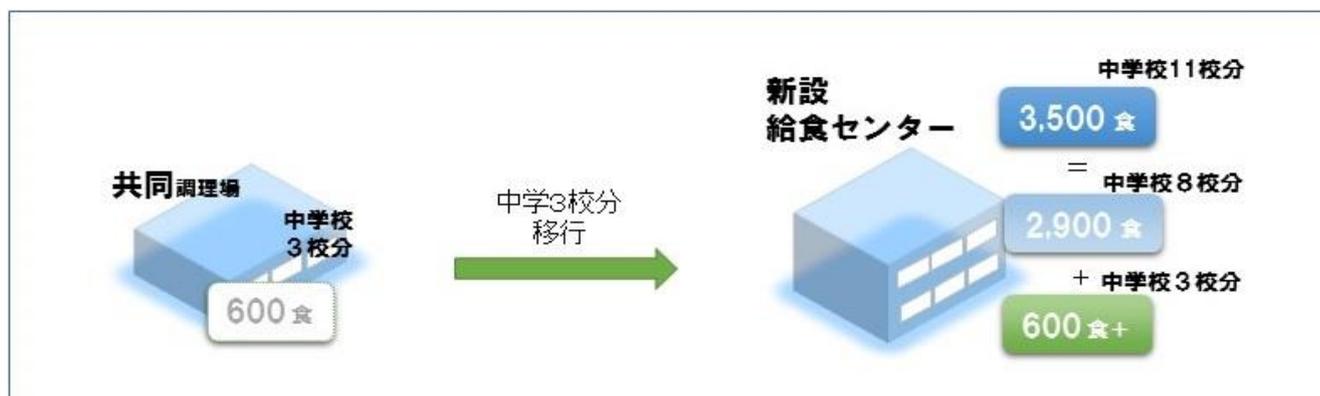
### (2) 中学校給食施設の整備方針(食数減への対応)

「共同調理場方式」での整備にあたり、日々給食を提供している状態での現所在地建替えは、工事期間の確保ができないことから、新しい用地への新設とします。将来的な児童生徒数の減少を見込み、現共同調理場に対応している中学校3校分を段階的に移行・統合し、将来の財政負担軽減や運営の効率化を図ります。

ア 第1段階（令和6年を想定）・・・中学校3校へ提供している共同調理場は継続



イ 第2段階（令和21年を想定）・・・将来の食数減に伴い新設給食センターへできる限り移行



#### 4 学校給食センターの整備について

##### (1) 学校給食センター整備の基本的な考え方

ア 安全で安心な学校給食の提供

- ・衛生管理の徹底
- ・調理場内を良好な状態に保つ維持管理

イ 魅力ある学校給食の提供

- ・栄養バランスに配慮したおいしい給食の提供
- ・小田原ならではの食文化の伝承

ウ 食育の推進

- ・生きた教材としての給食活用
- ・地産地消の推進

エ 災害への対応

- ・大規模災害発生時の炊き出し機能

オ 財政負担の軽減

- ・補助金の活用が可能な整備方式
- ・調理員の全面委託

##### (2) 学校給食センターの整備・運営方針

ア 「学校給食衛生管理基準」の遵守

- ・衛生区分の明確化（リスク分散）
- ・作業工程が一方通行となる諸室の配置
- ・ドライシステムの導入（湿度を低く保つ）
- ・温度、湿度の管理（湿度80%以下、温度25℃以下）

イ 児童、生徒に必要な「食育」の推進

- ・調理工程の見学コース設置

ウ 食物アレルギー対応食の実施

- ・専用調理室による除去食対応

エ 適温かつ調理後2時間以内の給食提供

- ・配送条件に適した建設用地に整備
- ・効率的な配送計画

オ 単独調理場方式の良い部分の取り入れ

- ・専用見学通路の設置、学校訪問

### (3) 新給食センターの施設概要(用地条件等の抜粋)

調理食数	3,800食	・令和6年度中の1日あたりの食数を設定
配送校	8中学校	・現在の学校給食センターでの配送対象校
建設用地	敷地規模	・約4,000㎡ (3,800食/日平均で算定した結果)
	配送条件	・調理後2時間以内に喫食できる距離 ・配送車や食材運搬車の出入りに適した道路幅員への接道
	法的条件	・建設可能な用途地域 (建築基準法上では工場に区分)
	環境条件	・騒音、臭気に対する周辺住民、周辺環境等へ配慮
	インフラ条件	・必要なインフラ条件が整っていること

## 5 民間活力の導入について

### (1) 事業手法の検討

- ア 性能発注・一括発注によるコスト縮減や財政負担の平準化、安全で質の高い学校給食の継続、補助金の活用により更なる財政縮減が見込まれるPFI方式(BTO)またはDBO方式が本事業の手法に適しています。
- イ 安全で安心な給食を実施するためには、行政の関与は必要不可欠です。民間活用型であっても、献立作成や食材発注、検食等は従来どおり市が行う業務範囲とします。
- ウ 今後、導入可能性調査(プロポーザル方式で事業者選定)を実施し、整備スケジュールや事業費の精査、VFMの試算、民間事業者の考え方の調査等を行い、総合的に評価した上で最適な事業手法を決定します。

	従来方式 (公設公営)	PFI方式 (BTO)	DBO方式	リース方式
整備費	2,200,638	1,952,434	1,929,434	1,889,434
運営費 (開業後15年間)	2,580,598	2,785,659	2,569,523	2,766,005
事業費計	4,781,236	4,738,093	4,498,957	4,655,439
うち市負担額	4,600,364	4,557,221	4,318,085	4,655,439

※算定条件となる数値の一部は、国土交通省「VFM簡易算定モデルマニュアル」を参考にしています。(単位:千円)

## 6 事業スケジュールについて

民間活力の導入(PFI方式)により整備等を進めることを想定した場合、運用開始時期を令和6年9月として、次のとおり各種作業を行います。ただし、導入可能性調査において、より最適な事業手法があった場合は、運用開始年度についても見直します。

なお、給食提供を行うためには調理器具の取扱いや調理・配送リハーサル等の開業準備期間が必要となるため、運用開始年度に関わらず、夏季休業明けの9月からの運用開始とします。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
整備基本構想策定	→					
導入可能性調査		→				
用地選定・取得	→	→	→	→		
要求水準等作成		→	→			
事業者選定・契約			→	→		
実施設計・建設工事				→	→	→
開業準備						→
供用開始						→

## 小田原市学校給食センター整備基本構想

小田原市教育委員会

令和元年8月

# 目次

1 本構想の位置づけ	… 1
(1) 目的と位置づけ	… 1
(2) これまでの検討経過	… 1
2 学校給食調理場の現状と課題について	… 3
(1) 小田原市の給食の実施	… 3
(2) 施設の運用状況	… 4
(3) 給食の運営	… 5
(4) 学校給食にかかる費用	… 6
(5) 調理場の課題	… 7
3 中学校給食施設の整備について	… 10
(1) 中学校給食施設の整備に係る実施方式	… 10
(2) 中学校給食施設の整備方針	… 11
4 学校給食センターの整備について	… 12
(1) 学校給食センターに対する基本的な考え方	… 12
(2) 学校給食センターの整備・運営方針	… 13
(3) 施設概要	… 16
(4) 諸室の要件等	… 18
5 民間活力の導入について	… 22
(1) 事業手法の検討	… 22
(2) 業務範囲の検討	… 25
6 事業スケジュールについて	… 26

## 1 本構想の位置づけ

### (1) 目的と位置づけ

本市では、昭和 22 年 3 月から小学校 8 校で味噌汁またはミルクの補食給食の実施、昭和 26 年 2 月から完全給食(コッペパンを主食に脱脂粉乳のミルクと副食)の実施をしており、現在、公立の小学校 25 校、中学校 11 校、幼稚園 2 園に安全で安心な給食を提供しています。

現在では、市内に 20 箇所の単独調理場、4 箇所の共同調理場(学校給食センター、橘学校給食共同調理場、国府津学校給食共同調理場、豊川学校給食共同調理場)があり、1 日あたり合計で約 15,000 食の給食を提供しています。これらの給食施設は、古いものでは築年数にして 50 年以上、それ以外でも築 30 年を経過した施設が大半を占め、老朽化が進み、現在の「学校給食衛生管理基準」と照らし合わせると改善すべき点が多数あります。

これらの課題については、平成 26 年度に設置された「小田原市学校給食のあり方検討委員会」における議論の中でも指摘されており、今後も全ての児童生徒にわたって、おいしい、安全で安心な給食を提供し続けるために、老朽化対策の計画を立てる必要がある、とされました。

給食施設の整備にあたっては、給食施設全体の現況等を踏まえた上で、最も老朽化が著しい学校給食センターについての整備基本構想を定めることにより、今後の具体的な設備や整備地等の検討が円滑に行われることを目的とします。

### (2) これまでの検討経過

年度	経過
H26	「小田原市学校給食のあり方検討委員会」による検討(3回開催)
	教育委員会委員へ検討委員会の検討内容を報告(2 ページ参照)
H27	学校給食会総会で検討委員会の検討内容を報告
H28	新給食センターの整備手法について教育委員会で検討
H29	新給食センターの食数規模や整備費用等の考え方、事業の進め方について関係課と整理
H30	基本構想(案)の策定に向けた調整等 総合計画(第3次実施計画)に追加(学校給食センター建替事業の検討) 小田原市公共施設再編基本計画(再編方針:建替えとして位置付け)
R1	小田原市学校給食センター整備基本構想の策定

## 学校給食のあり方検討委員会による報告

平成 26 年度に「小田原市学校給食のあり方検討委員会」を設置して、学校給食の実施方法や施設の運営等について検討した結果、平成 27 年 5 月 13 日に、小田原市学校給食会に対して次のとおり報告されました。

- 給食施設の老朽化  
短期的に傷んでいる備品を早急に更新し、中期的に建物の長寿命化や機能向上を図り、長期的に建替えの可能性を探る等、計画を立てる必要がある。
- 学校給食の実施方式
  - ・学校給食の4つの運営方式(単独調理校方式、共同調理場方式、親子調理方式、デリバリー方式)を比較し、望ましい方式を選択する必要がある。  
(ただし、デリバリー方式については、完全給食を長年実施してきた小田原市には、民間事業者の調理施設への行政関与が難しく、安全で安心な給食の提供に課題があることから馴染まないとの意見であった。)
  - ・将来的に学校給食センターの建替えを検討していく必要がある。  
(親子調理方式を採用し、学校給食センターの長寿命化をはかりつつ検討)
  - ・食数減少や財源縮小の課題に縛られ、学校給食のあり方を狭く縮めるのではなく、学校給食の枠を超え、広い視野で運営方法や施設の改善を図る。
- 学校給食のあり方について
  - ・今後とも中学校までの学校給食の完全実施を存続していくべきである。
  - ・学校給食の実施方法としては、単独調理方式が最も望ましい。

### 付帯意見

施設整備やランニングコスト等を考慮し、しっかりと将来を見据え、学校給食の実施方法、施設や機器の改修について、短期・中期及び長期的なビジョンを具体的かつ明確に作成し、広く市民の意見を聴くように願いたい。

## 2 学校給食調理場の現状と課題について

### (1) 小田原市の給食の実施

小田原市は単独調理方式及び共同調理場方式により、図 2-1 に示す市内小中学校及び幼稚園に約 15,000 食／日の給食を提供しています。各校の年間給食実施日数は、小学校 184 日、中学校 179 日、幼稚園 169 日となっています。



図 2-1 給食対象校の位置図

## ■給食対象校の調理方式

方式		対象校
単独調理方式 (小学校20校)		三の丸小学校、新玉小学校、足柄小学校、芦子小学校、大窪小学校、早川小学校、山王小学校、久野小学校、富水小学校、町田小学校、下府中小学校、桜井小学校、千代小学校、酒匂小学校、片浦小学校、曾我小学校、東富水小学校、矢作小学校、報徳小学校、富士見小学校
共同調理方式	学校給食センター (中学校8校)	城山中学校、白鷗中学校、白山中学校、鴨宮中学校、千代中学校、酒匂中学校、泉中学校、城北中学校
	橘学校給食共同調理場 (中学校1校、小学校2校、幼稚園2園)	橘中学校、前羽小学校、下中小学校、前羽幼稚園、下中幼稚園
	豊川学校給食共同調理場 (中学校1校、小学校1校)	城南中学校、豊川小学校
	国府津学校給食共同調理場 (中学校1校、小学校2校)	国府津中学校、国府津小学校、下曾我小学校

## (2) 施設の運用状況

既存調理施設の概要については下表のとおりです。なお、共同調理場については小田原市学校給食共同調理場設置条例に基づき、4箇所の共同調理場(学校給食センター、橘学校給食共同調理場、国府津学校給食共同調理場、豊川学校給食共同調理場)を設置しています。

## ■単独調理校

令和元年度5月時点

施設名称	所在地	建築年月	食数	敷地面積	建物面積	調理員
三の丸小学校	本町一丁目12番49号	平成8年1月	616食	350㎡	350㎡	直営
新玉小学校	浜町二丁目1番20号	昭和42年3月	217食	167㎡	167㎡	委託
足柄小学校	扇町三丁目21番7号	昭和50年3月	496食	230㎡	230㎡	委託
芦子小学校	扇町一丁目37番7号	昭和55年11月	528食	510㎡	510㎡	委託
大窪小学校	板橋985番地	平成6年3月	224食	376㎡	376㎡	委託
早川小学校	早川二丁目14番1号	昭和40年1月	191食	163㎡	163㎡	直営
山王小学校	東町二丁目9番1号	昭和47年3月	219食	158㎡	158㎡	委託
久野小学校	久野1,561番地	昭和51年3月	336食	205㎡	205㎡	委託
富水小学校	飯田岡481番地	昭和60年3月	613食	387㎡	387㎡	委託
町田小学校	寿町二丁目7番25号	昭和57年3月	338食	285㎡	285㎡	委託
下府中小学校	酒匂930番地	昭和53年12月	379食	331㎡	331㎡	委託
桜井小学校	曾比1,943番地	昭和52年4月	609食	284㎡	284㎡	委託
千代小学校	千代687番地	昭和46年3月	565食	184㎡	184㎡	委託
酒匂小学校	酒匂五丁目15番3号	昭和49年3月	398食	269㎡	269㎡	委託

曾我小学校	曾我大沢 69 番地	昭和 50 年3月	125 食	187 m <sup>2</sup>	187 m <sup>2</sup>	委託
東富水小学校	中曾根 359 番地の 1	昭和 45 年3月	498 食	234 m <sup>2</sup>	234 m <sup>2</sup>	委託
矢作小学校	矢作 227 番地	昭和 50 年3月	550 食	191 m <sup>2</sup>	191 m <sup>2</sup>	委託
報徳小学校	小台 405 番地	昭和 55 年 12 月	359 食	318 m <sup>2</sup>	318 m <sup>2</sup>	委託
富士見小学校	南鴨宮三丁目 25 番 1 号	昭和 60 年3月	567 食	517 m <sup>2</sup>	517 m <sup>2</sup>	委託
片浦小学校	根府川 534 番地の 1	平成 24 年 12 月	116 食	58.73 m <sup>2</sup>	58.73 m <sup>2</sup>	委託

### ■共同調理場

令和元年度 5 月時点

施設名称	所在地	建築年月	担当校	食数	敷地面積	建物面積	調理員
学校給食センター	飯泉 1,248 番地	昭和 47 年7月	中学校8校	3,859 食	3,106 m <sup>2</sup>	1,503 m <sup>2</sup>	直営
橘学校給食共同調理場 (下中小学校併設)	小船 178 番地	昭和 57 年3月	中学校1校 小学校2校 幼稚園2園	909 食	339 m <sup>2</sup>	446 m <sup>2</sup>	委託
豊川学校給食共同調理場 (豊川小学校併設)	成田 530 番地の 1	昭和 58 年2月	中学校1校 小学校1校	941 食	499 m <sup>2</sup>	594 m <sup>2</sup>	委託
国府津学校給食共同調理場 (国府津小学校併設)	国府津 2,485 番地	昭和 62 年3月	中学校1校 小学校2校	1,249 食	728 m <sup>2</sup>	824 m <sup>2</sup>	委託

### (3) 給食の運営

学校給食の運営にあたり、現在の主要施策は以下のとおりです。

#### ア 学校給食の充実

地場産物を活用した献立や米飯給食の実施を継続し、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指します。

また、郷土食や伝統料理等の食文化を継承した小田原ならではの献立づくりを推進します。さらに、学校給食に係る事務の透明性の向上や学校の事務負担の軽減等を考慮し、給食費の公会計化を進めます。

#### イ 食に関する指導の充実

各校の食育年間指導計画をもとに、栄養教諭や学校栄養職員の専門性を活かした、食に関する授業の充実を図ります。

また、食に対する意識を高める効果のある「弁当の日」について、各中学校において実施します。さらに、料理教室、学校給食展等を開催し、成長期の子どもに望ましい食習慣を身に付けることの大切さを啓発します。

#### ウ 安全で安心な学校給食の提供

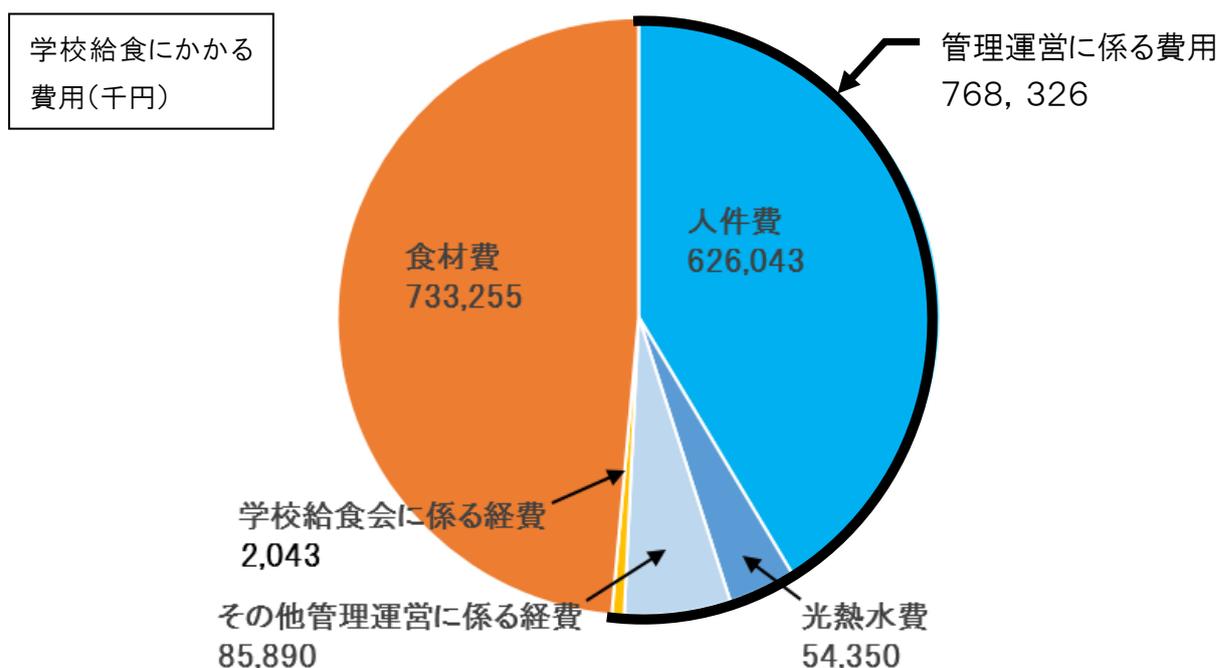
学校給食の一層の安全・安心を確保するため、学校給食用食材について放射性物質検査を実施します。

また、衛生管理の徹底を図るため、給食室の施設・設備の適正な管理を行います。さらに、給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図るため、給食調理員や学校給食関係者を対象とした研修を実施します。

#### (4) 学校給食にかかる費用

平成 29 年度における調理施設の管理運営に係る費用は、年間約 769,000 千円となっており、市が負担しています。また、食材費は保護者が負担しています。学校給食 1 食約 549 円のコストに対し、市の負担分は 281 円、保護者の負担分は 268 円となっています。

項目	平成 29 年度決算額(千円)
管理運営に係る費用	
人件費	626,043
光熱水費	54,350
その他管理運営に係る経費	85,890
学校給食会に係る経費	2,043
市費負担分 小計 ・・ (a)	768,326
食材費	
食材費	733,255
保護者負担分 小計 ・・ (b)	733,255



## 【年間喫食数】

$$(9,955 \text{ 人} \times 184 \text{ 日}) + (5,011 \text{ 人} \times 179 \text{ 日}) + (50 \text{ 人} \times 169 \text{ 日}) = 2,737,139 \text{ 食} \cdots (c)$$

小学校

中学校

幼稚園

1食あたりの平均単価:市費負担 (=a / c)	281 円
1食あたりの平均単価:保護者負担 (=b / c)	268 円
1食あたりの平均単価 合計	549 円

## (5) 調理場の課題

現在の学校給食調理場における課題については以下のとおりです。

### ア 施設および設備等の老朽化

- (ア) 多くの調理場が老朽化しており、換気設備や給排水設備等、また、調理備品等も耐用年数を超過している状況です。また、多くの調理場では、空調設備がなく労働環境も劣悪です。
- (イ) 耐震性の確保はされていますが、最も重要である食の安全性や長期的に継続して学校給食を提供していくためには、大規模な改修や建替等の早急な対応が必要な状況です。
- (ウ) 特に学校給食センターは、建物及び附帯施設の老朽化も著しく、防水等の改修を適宜実施しているところですが、外壁の剥落等、劣化に歯止めがかからない状態です。
- (エ) 給食を提供している状態では、夏季休業期間を含めても大規模な改修工事の期間が確保できない施設です。

各調理場の建築後経過年数

経過年数	50～	40～49	30～39	20～29	10～19	～9
単独調理場	2	10	5	2	0	1
共同調理場	0	1	3	0	0	0

現在の学校給食センターの様子



西側外壁(油等汚れの付着状況)



西側外壁(クラック)



調理場床(表面が剥がれデコボコで不衛生)



調理場グレーチング柵(錆びて消失)



給湯管・給水管(錆びによる腐食)



2F事務室前廊下(クラック及び雨漏り)



事務室床(破損状況)



調理場(排水溝破損状況)

## イ 安全・衛生の確保

- (ア) ドライシステムが導入されていない等、施設環境が整っていません。現場職員により可能な限りのドライ運用を行っているところですが、調理食数が多い学校給食センターについては、学校給食衛生管理基準が求める望ましい水準を満たしているとは言えない状況です。
- (イ) 高度な衛生管理を行うためには、「学校給食衛生管理基準」及び食品衛生管理の国際基準である HACCP(※) に対応することや菌を遮断するための非汚染区域の分離、加熱前後の食材の交差を防ぐための一方通行の動線確保等をした施設整備が必要です。

※HACCP(ハサップ:危害分析重要管理点方式)

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

この手法は国連の国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)の合同機関である食品規格(コーデックス)委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

(厚生労働省 HP より)

## ウ アレルギーの対応

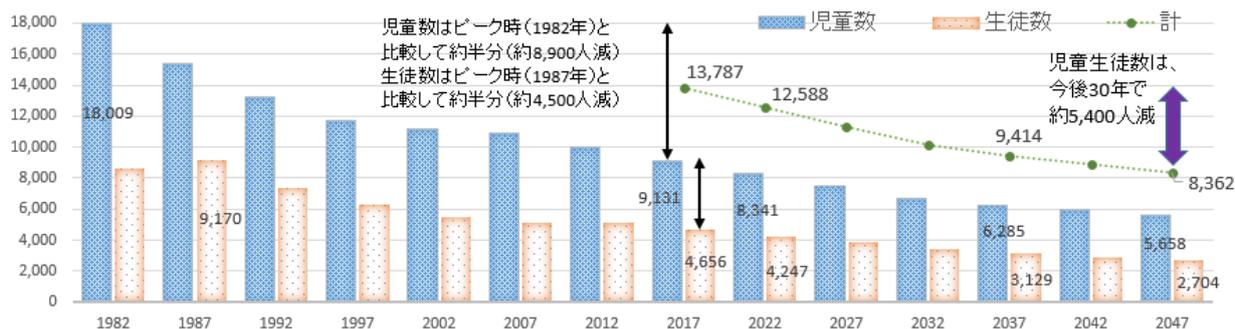
学校給食実施基準によれば、食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、可能な限り個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めることとされています。また、文部科学省から「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示され、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全にかつ楽しんで過ごせるようにすること。そのためには安全性を最優先とし、全ての関係者が相互に連携し、当事者意識と

共通認識を強く持って組織的に対応することが不可欠との見解が示されています。全ての子どもに平等に安全でおいしい給食を提供していくためにも、施設整備に伴い、アレルギー除去食提供等アレルギー対応について検討する必要があります。

## エ 食数減への対応

平成 29 年 5 月 1 日時点の小学校及び中学校の児童生徒数は 13,787 人です。国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づき、将来の児童生徒数を算出したところ、今後 30 年で約 5,400 人が減少する見込みとなっており、将来の食数減少を踏まえた計画が必要です。

小田原の児童生徒数は、今後 30 年で約 5,400 人減少。比例して、給食も 5,400 食/日減少する。



※データは学校基本調査、2022年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計(2041年以降はデータがないため、2036~2040年の減少率を採用)を元に推計

### 3 中学校給食施設の整備について

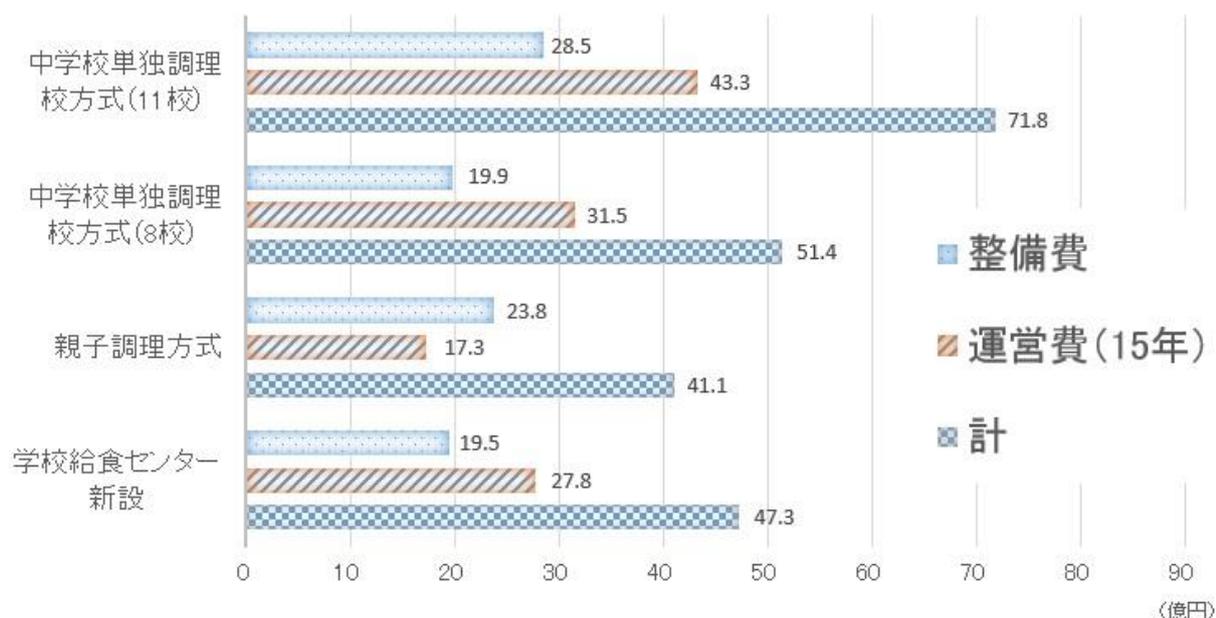
#### (1) 中学校給食施設の整備に係る実施方式

本市では、学校給食の実施方式ごとのメリットを活かし、単独調理校方式、共同調理場方式を併用して学校給食を提供してきましたが、「小田原市学校給食のあり方検討委員会」の報告にあるとおり、老朽化が進んだ学校給食センターの整備は喫緊の課題です。

そのため、他の学校給食施設の再編を含めた学校給食センターの整備について、学校給食実施方式の視点から検討を行いました。

各方式における費用・課題等について、次のとおり比較・検討した結果、学校敷地への影響を最小限とし、かつ、将来の財政負担の軽減が見込める「共同調理場方式」で整備することとします。

	単独調理校方式	親子調理方式	共同調理場方式
概要	校内で自校分の給食を調理する方式	校内での自校分の調理に加え、他校分の給食を調理し、配送する方式	複数の学校の給食を1つの調理場で調理し、配送する方式
導入するための課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理場新設に向けた校内での用地確保</li> <li>整備、運営コストが他の2方式よりかかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場扱いとなるため、立地要件の確認が必要</li> <li>既存施設では調理能力が不足するため、施設の拡張が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建替えのための工場用地の取得</li> </ul>



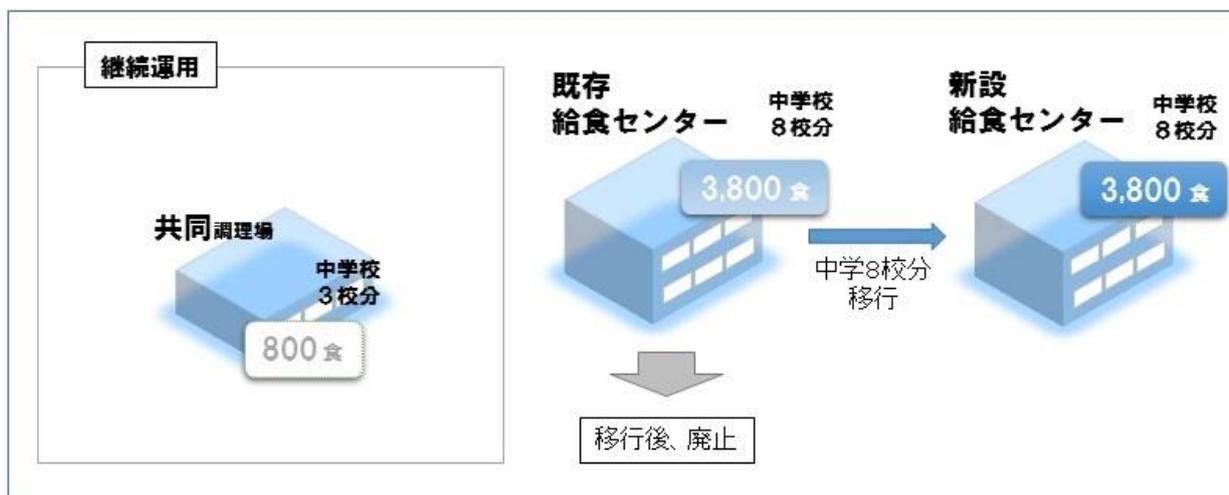
※ 費用は概算額であり、整備条件、整備時期、敷地条件、業務内容等によって変わります。  
 なお、整備費には、解体工事費や用地取得・拡張費用は含んでいません。

## (2) 中学校給食施設の整備方針

「共同調理場方式」での整備にあたり、次のとおり整備を進めます。

### ア 第1段階（令和6年を想定）

学校給食センターは多くの食数を担っており、現在地における建替えが困難であることから、新しい用地への新設とします。

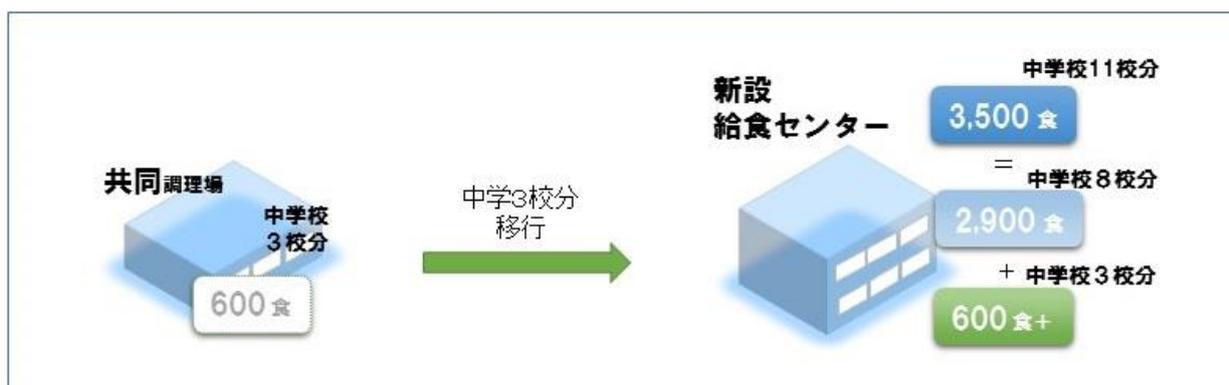


中学校3校へ提供している共同調理場は継続して運用を行います。また、共同調理場における緊急度の高い修繕等については早急に対処します。

### イ 第2段階（令和21年を想定）

共同調理場から配送している中学校3校については、将来の食数減に伴い新給食センターへできる限り移行していきます。

「学校給食衛生管理基準」では、「配送及び配食に当たっては、必要に応じて保温食缶及び保冷食缶、もしくは蓄冷材等を使用し、温度管理を行うこと」「調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるよう努めること」となっています。



その後は、予防保全等による長寿命化や財政支出の縮減等の観点を踏まえ、生徒数の変化や各調理場の稼働状況および社会情勢の変化等を注視しながら、在り方を検討していきます。

## 4 学校給食センターの整備について

### (1) 学校給食センターに対する基本的な考え方

#### ア 安全で安心な学校給食の提供

衛生管理の徹底を図り、調理場内を良好な状態に保ち、全ての生徒に対して安全で安心な学校給食を提供します。

#### イ 魅力ある学校給食の提供

栄養バランスに配慮した献立作成に努め、さらに新しい機能的な調理機器を導入することにより、多彩でおいしく、温かいものは温かく、冷たいものは冷たさを保った学校給食を提供します。また、郷土食や伝統料理等の食文化を伝承する小田原ならではの魅力ある給食を提供します。

#### ウ 食育の推進

食育基本法にもあるように、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくには、何よりも「食」が大切です。子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食が「生きた教材」として、さらに活用されるよう食育の推進に取り組みます。

また、食材を通じて地域の自然や文化、産業に関する理解を深めるとともに、そこに携わる方への感謝の気持ちを育む観点からも、地産地消を推進します。

#### エ 災害への対応

学校給食センターは「小田原市地域防災計画」において、大規模災害が発生した際の炊き出しを行う施設として位置づけられていることから、ライフライン(電気・ガス・水道等)が復旧した時点で、炊き出しが行える施設とします。

※学校再開に合わせて給食提供を再開するため、衛生面等を考慮し、広域避難場所、震災時避難所、風水害時避難所には指定しません。

#### オ 財政負担の軽減

初期整備費や運営管理費における財政負担の軽減を図る計画とするため、施設整備については、補助金の活用が可能であるPFIやDBO方式または従来方式で検討します。また、調理員については委託で計画します。

その際には、導入可能性調査を業務委託し、事業期間、事業費の精査、VFM の試算、民間事業者の考え方の調査等を行い、総合的に評価した上で、最終的な整備手法を決定します。

## (2) 学校給食センターの整備・運営方針

新設する学校給食センターは、前述の基本的な考え方を踏まえ、整備・運営方針を下記のとおり設定します。

### ア「学校給食衛生管理基準」の遵守

安全で安心な給食を提供するためには、適切な衛生管理の元に調理がされることが前提となります。「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」など関係法令等に適合した施設整備を行い、ドライシステムを導入します。また、HACCPの概念に基づく徹底した衛生管理とリスク分散を図るとともに、コースごとに調理ラインの分離を行います。

衛生区分・動線計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設内を汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に部屋単位で明確に区分</li><li>・汚染作業区域、非汚染作業区域の前にそれぞれ専用の準備室を設置</li><li>・調理員、食材、機器類等が交差することなく、作業工程が一方通行となる諸室の配置</li></ul>
ドライシステム	<ul style="list-style-type: none"><li>・室内の湿度を低く保つことで細菌やカビの繁殖を抑制し、床からの跳ね水による食中毒菌の二次感染を防ぐことができる「ドライシステム」(床に水が落ちない構造の施設・設備、機械器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステム)の導入</li></ul>
温度・湿度の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・調理場内の温度・湿度管理を適切に行うため、「学校給食衛生管理基準」に準じて、施設は十分な換気を行い、高温多湿を避けるとともに、調理場は湿度 80%以下、温度は 25℃以下に保つ、空調および換気設備の設置</li></ul>
異物混入の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・衣服に付着した頭髪や汚染物質、虫等が調理場内へ入り込まないように、調理場の出入口等へエアシャワーやエアカーテン等の設備の設置</li></ul>

### イ 児童、生徒に必要な「食育」の推進

現在、各学校の食育年間指導計画をもとに、栄養教諭や学校栄養職員の専門性を活かした食に関する授業の充実を図っていますが、更に食育を促進していくためには、学校給食を生きた教材として触れる機会を作ることが重要です。このため、調理工程を見学できる場を設けるとともに、訪れた児童、生徒及び園児が、食に関する正しい知識を楽しく学べる施設とします。

## ウ 食物アレルギー対応食の実施

食物アレルギーの対応において、最優先すべきはいかなる場合においても安全性の確保ができることです。これを実現するためには、献立の工夫、人員の確保、担当者の知識や技術の向上等、更には細部にわたる準備とチェック等について組織で対応することが重要です。

アレルギー食対応用調理室を設けることにより、除去食(特定原材料7品目 卵・乳・小麦・エビ・カニ・そば・落花生の一括除去対応)を調理し、全ての生徒に対して安全で安心な学校給食を提供します。(レベル3)

※文部科学省「学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒への対応について」

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」のポイントによると、学校給食における対応食の方法は、概ね4つに分けられます。

※除去食の配送は、食物アレルギー生徒専用の食器(容器)に入れ、専用の保冷バッグ等で配送します。

レベル1: 詳細な献立表 対応	学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を各家庭に事前配布し、それを基に保護者や担任等の指示もしくは児童生徒自身の判断で、学校給食から原因食品を除外しながら食べる対応。全ての対応の基本であり、レベル2以上でも詳細な献立表は提供すること。
レベル2: 弁当対応(一部 弁当対応)	普段除去食や代替食対応をしている中で、除去が困難で、どうしても対応が困難な料理において弁当を持参させる。
レベル3: 除去食対応	申請のあった原因食品を除いて給食を提供する。
レベル4: 代替食対応	申請のあった原因食品を学校給食から除き、除かれることによって失われる栄養価を、別の食品を用いて補って給食を提供する。

## エ 適温かつ調理後2時間以内の給食提供

「学校給食衛生管理基準」では、「配送及び配食に当たっては、必要に応じて保温食缶及び保冷食缶、もしくは蓄冷材等を使用し、温度管理を行うこと」「調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるよう努めること」となっています。

配送校までの所要時間を15分～20分以内の距離となるよう配置し、最適な配送ルート・配送校の組み合わせ・配送車の台数について検討を行い、運営管理費における財政負担の軽減を図るとともに、調理後2時間以内に喫食できるよう効率的な配送計画を組み立てます。

また、保冷食缶等を整備することにより、適切な温度管理を行い適温での給食を提供します。

## オ 単独調理場方式の良い部分をできる限り取り入れる

単独調理場(自校)方式の良いところとして、主に児童生徒と栄養職員等とのコミュニケーションがあげられます。直接の言葉のやり取りを積み重ねることで、児童生徒は食に対する関心や残食の軽減につながり、栄養職員等は仕事の喜びにつながるということは職員からも聞かれます。このような単独調理場(自校)方式の良いところをできる限り取り入れられるよう運営します。

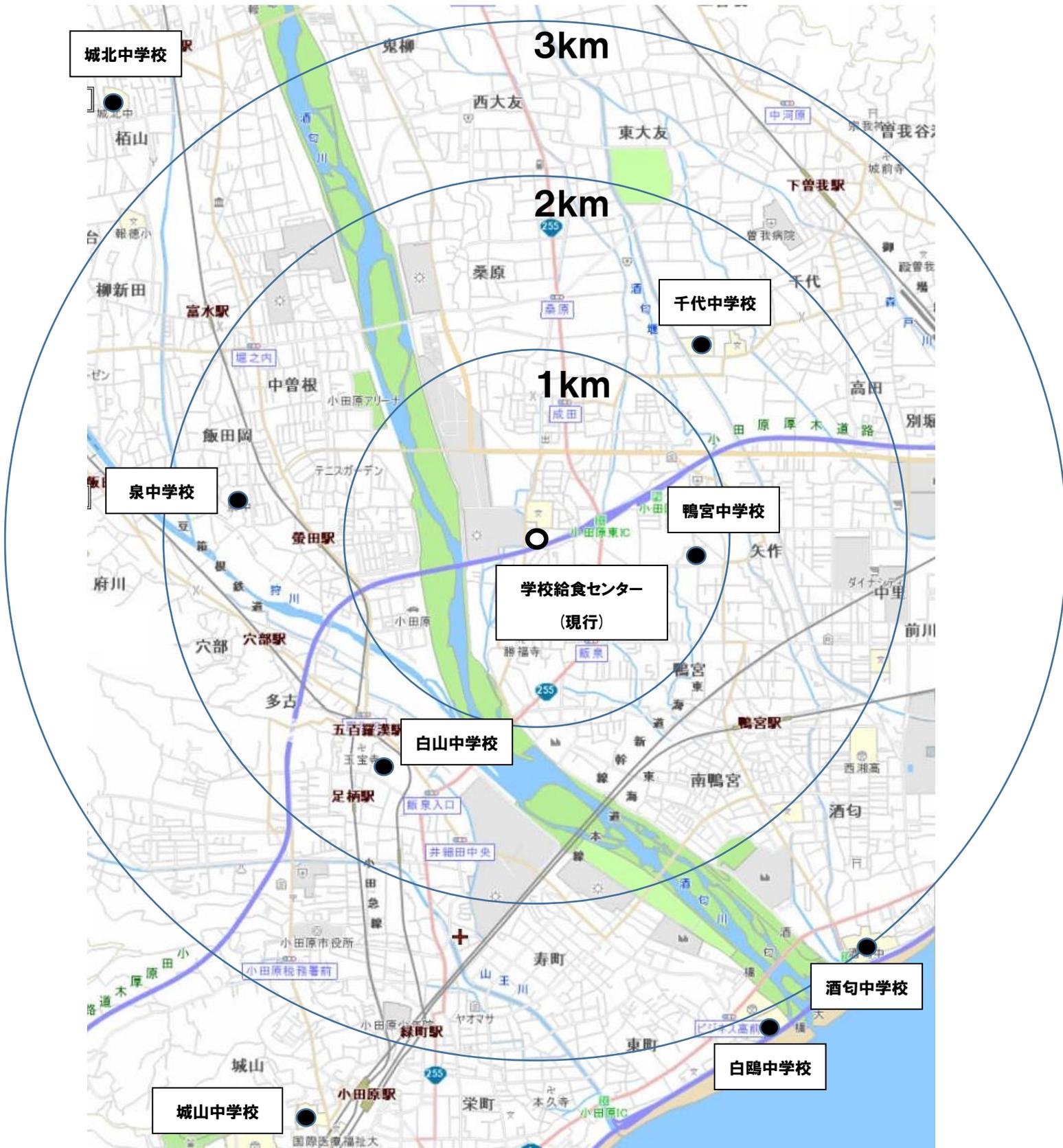
実際には、次のような方法で「ふれあい」の機会を作っていきます。

- (ア) 調理場内に専用の見学通路を設け、実際の調理作業を見てもらい、給食に対する理解を深めてもらいます。また、見学通路には給食、食育、地産物に関する写真や解説を掲示し、食に対する教育を行う場とします。
- (イ) 毎月、給食時間に放送してもらおうよう、各校に配布している放送原稿に記入欄を設け(おたよりカード)、学校の協力により生徒からのコメントをもらいます。その返信を学校給食センターから各学校へ送る等の交流を図ります。
- (ウ) 定期的に、栄養教諭や学校栄養職員及び調理員等が学校を訪問し、生徒とのコミュニケーションを図ります。

(3) 施設概要

調理食数	3,800 食	・今後の生徒数、教職員数等の推移を踏まえ、給食センター供用開始と見込んでいる令和6年度中の1日あたりの食数を設定	
配 送 校	8 中学校	・現在の学校給食センターでの配送対象校	
食 物 アレルギー 対 応 食	除去食対応	・特定原材料7品目 (卵・乳・小麦・エビ・カニ・そば・落花生の一括除去対応)	
衛生管理	衛生区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染作業区域</li> <li>・非汚染作業区域</li> <li>・その他の区域</li> </ul>	
	動線計画	・調理員、食材、機器類等が交差することなく、作業工程が一方通行となる諸室の配置	
	ドライシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床に水が落ちない構造の施設・設備、機械器具を使用</li> <li>・床が乾いた状態で作業</li> </ul>	
	温度・湿度管理	・空調および換気設備の設置(調理場も含む)	
	異物混入防止	・調理場の出入口等へエアシャワーやエアカーテン設備等の設置	
諸 室	(4) 諸室の要件等参照		
建設用地	敷地規模	約 4,000 m <sup>2</sup>	施設の建設面積、建ぺい率、必要緑化面積、屋外付帯施設等により算定した結果、3,800 食程度/日平均とした場合
	配送条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配送校に調理後 2 時間以内に喫食できるよう各配送校からの時間距離を勘案し、それに適した用地であること。</li> <li>・配送車や食材運搬車の出入りに適した幅員を有する道路への接道がある用地であること。</li> </ul>	
	法的条件	・建築基準法上では工場に区分される施設であり、建設可能な用途地域であること。	
	環境条件	・調理や車両の出入りによる騒音、臭気の発生の可能性があり、周辺住民、周辺環境等へ配慮できる立地条件であること。	
	インフラ条件	・エネルギー消費等が大きいとため、電気、ガス、上下水道等の必要なインフラ条件が整っていること。	
災害時等への対応	受水槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断水時でも給食提供が可能な容量の受水槽の設置</li> <li>・大地震に備え緊急遮断弁の設置</li> </ul>	
	炊き出し	・大規模災害が発生した際、ライフライン(電気・ガス・水道等)が復旧した時点で、炊き出しを行う。	

【現在の学校給食センターと配送校の位置図】



(4) 諸室の要件等

ア 諸室の構成 (学校給食衛生管理基準より抜粋)

区分				内容
学 校 給 食 セ ン タ ー	調 理 場	作 業 区 域	汚染 作業 区域	検収室－ 原材料の数量、鮮度等の確認および根菜類等の処理を行う場所 食品の保管室－食品の保管場所 下処理室－食品の選別、剥皮、洗浄等を行う場所 返却された食器・食缶等の搬入場 ..... 洗浄室(機械、食器具類の洗浄・消毒前)
			非汚染 作業 区域	調理室 －食品の切裁等を行う場所 －煮る、揚げる、焼く等の加熱調理を行う場所 －加熱調理した食品の冷却等を行う場所 －食品を食缶に配食する場所 配膳室 食品・食缶の搬出場 ..... 洗浄室(機械、食器具類の洗浄・消毒後)
	その他		休憩室、更衣室、調理員用トイレ、洗濯室、前室 等	
			事務室 等 (学校給食調理員が通常、出入りしない区域)	

イ 諸室の概要

[調理場]

区分	室名	主な設備	概要
汚 染 作 業 区 域	荷受室	プラットホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜類と肉・魚・卵類を区分する。</li> <li>荷受室の外部に雨等に配慮した食材搬入用のプラットホームを設ける。</li> </ul>
	検収室	エアカーテン、台秤、作業台	<ul style="list-style-type: none"> <li>食材搬入後の衛生管理及び作業の効率性を確保するため、野菜、果物、肉、魚、卵、一般物資等、食材に応じた専用入口を設ける。</li> <li>入口には、昆虫や塵・埃等の侵入を防ぐ機能・設備を設ける。</li> <li>納入物資が置けるスペースを確保する。</li> <li>食品の検収が適切に行える面積を確保し、検温・記録のしやすい作業環境とする。</li> <li>検収した食品を専用の容器に移し替えて冷蔵庫等で保管する。</li> <li>排水溝を設置する。</li> </ul>

皮むき室	作業台、 球根皮むき機(ピーラー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・泥つき野菜を処理する機械を設置する。</li> <li>・皮むきを行える機械を設置する。</li> </ul>
食品庫	作業台、 ミキサー、 冷蔵庫(野菜、 果物、肉、魚、 卵、調味料)、 物品棚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料を調理工程や調理容量ごとに分けるスペースを確保する。</li> <li>・野菜・果物、肉、魚、卵等、それぞれの専用の冷蔵庫を設置する。</li> <li>・缶詰や調味料等を種別ごとに分けて保管できるスペースを確保する。</li> <li>・25℃以下で保管できる設備を設置する。</li> <li>・検収室、下処理室に隣接させる。</li> </ul>
計量室	秤、作業台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下処理室に隣接させる。</li> </ul>
下処理室	シンク(肉・魚・卵類)・(野菜類)、 作業台、調理台 (移動式調理台を含む)、 下処理用器具保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検収の済んだ食品の相互の汚染感染を防ぎ、選別、洗浄等を行うことができる構造・設備を有する室を確保する。</li> <li>・魚・肉・卵類と野菜類は、それぞれ専用の部屋を設ける。</li> <li>・調理する室に食品をパススルーで移動する。</li> <li>・野菜用シンクは根菜類、果物類、葉物類にレーンを分ける。</li> <li>・下処理用の器具は、専用保管庫で衛生的に保管する。</li> <li>・検収室に隣接させる。</li> </ul>
油庫	新油タンク、廃油タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揚物機等に使用する油の納入・保管と廃油の保管を行う。</li> </ul>
器具洗浄室	器具類洗浄機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水の飛散にも留意した洗浄コーナーを設ける。</li> </ul>
洗浄室	食器洗浄機、 食缶洗浄機、 コンテナ洗浄機、 作業台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナを受け入れるための十分なスペースを確保する。</li> <li>・コンテナ、食器、食缶洗浄機を設置する。</li> </ul>
残菜処理室	残菜処理機、計量台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残菜の計量ができる構造とする。</li> </ul>
廃棄物庫	段ボール庫、空缶圧搾機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源、可燃、不燃ゴミを保管する。</li> <li>・搬入、搬出が容易であること。</li> </ul>
風除室	移動ラック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配送車両からコンテナ、食器、食缶等の積み下ろしを行う。</li> </ul>
倉庫	物品棚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜設置する。</li> </ul>

非汚染作業区域	調理室 (煮炊き、 焼物・揚 物・蒸物)	【煮炊き】 回転釜、調理台、 作業台、フードス ライサー、フード カッター	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理器具、作業台、調理台等はドライ方式で可動式とし、調理過程に応じた配置を可能とすること。</li> <li>肉、魚、野菜等、種類ごとの専用の調理器具とする。</li> </ul>
		【焼物・揚物・蒸物】 揚げ物機、焼き物蒸し機(スチームコンベクションオープン)、可動式作業台、調理台、回転釜	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な処理ができる調理器具を設置する。</li> <li>作業動線が交差しない構造とすること。</li> <li>配缶の場所を確保する。</li> <li>調理器具のメンテナンスが行いやすいものとする。</li> <li>たれ等を調理できる回転釜を設置する。</li> <li>蒸気が籠らないように天井高を確保する。</li> <li>揚物調理器具は、必ず予備を設置する。</li> <li>焼物・蒸物調理器具は、調理員が調理し易い大きさのもので計画する。</li> </ul>
	アレルギー対応調理室	調理用コンロ、冷蔵庫、冷凍庫、作業台、調理台、電子レンジ、炊飯器、容器消毒保管庫、器具用消毒保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要人数の個別調理が的確にできる調理器具を配置する。</li> <li>搬送に使用する個食配送容器の保管庫を設ける。</li> <li>納品から配食、配膳までコンタミネーション防止のため、一方通行の動線を確保する。</li> <li>アレルギー対応食用の配送容器、器具類、食缶等を適切に消毒保管できるようにする。</li> </ul>
	コンテナ室	コンテナ消毒機、食器・食缶等消毒保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテナ保管のための十分なスペースを確保する。</li> </ul>
	配送室	風除室、ドックシェルター	<ul style="list-style-type: none"> <li>配送準備のための十分なスペースを確保する。</li> <li>異物混入を防止するドックシェルターを設置する。</li> </ul>
	器具洗浄室	器具類洗浄機、器具用消毒保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>水の飛散にも留意した洗浄コーナーを設ける。</li> </ul>
汚染／非汚染	前室	エアシャワー、殺菌庫、下足入れ、エプロン掛け	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理員の入場時に、エアシャワー室を経由する構造とする。</li> </ul>

その他	食堂兼 会議室	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理員等が昼食をとる。</li> <li>・調理員等がミーティングを行う。</li> <li>・献立開発、食品の選定、調理実習等を行う。</li> </ul>
	調理 従事者用 更衣室	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理員が着替えを行う。</li> <li>・シャワー室を併設する。</li> </ul>
	調理 従事者用 休憩室	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理員が休憩する。</li> <li>・給湯室を設置する。</li> </ul>
	調理 従事者用 トイレ	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理員が使用する。</li> </ul>
	物品倉庫	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理作業区域内で使用する備品等を保管する。</li> </ul>

[調理場以外]

区分	室名	概要
その他	市職員用事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員が執務等に使用する。</li> <li>・書庫、倉庫、更衣室、給湯室を設置する。</li> </ul>
	事業者用事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者職員（調理員以外）が執務に使用する。</li> <li>・書庫、倉庫、更衣室、給湯室を設置する。</li> </ul>
	配送員控室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配送業務従事者が待機する。</li> </ul>
	会議室兼研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と事業者の会議、給食関係の各種研修、児童生徒等の見学や試食会等で使用する。</li> <li>・児童生徒や市民向けの食育に関する催しを行う。</li> <li>・備品等を収納する倉庫を併設する。</li> </ul>
	見学通路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下や会議室等の位置から可能な範囲で調理工程が見学できるようにする。</li> <li>・通路やホールを活用して食育に関する展示を行う。</li> </ul>
	職員・外来者用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員と外来者が利用する。</li> <li>・併せて、多目的トイレを設置する。</li> </ul>
	機械室・ボイラー室・電気室・ 非常用発電機室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となる機械設備、ボイラーを設置する。</li> <li>・必要に応じて、電気室・非常用発電機室等を設置する。</li> </ul>
	昇降装置(エレベーター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階建以上の場合は設置する。</li> </ul>

## 5 民間活力の導入について

### (1) 事業手法の検討

#### ア 事業手法の概要

給食センターを整備するにあたっては、「安全で安心なおいしい学校給食の提供ができること」及び「財政縮減効果が最も図られ、効率性が発揮できること」等を踏まえ、事業手法の検討を行います。

既存の運営方式である公設公営(従来方式)に加えて、民間の創意工夫を活かすことのできる事業手法の概要は次のとおりです。

事業方式	資金調達	設計建設	運営	維持管理	調理員	施設の所有	
						運営中	事業終了後
従来方式(公設公営) ※調理は別途委託	市	市	市	市	民間	市	
PFI方式(BTO)	民間	民間	民間	民間	民間	市	市
DBO方式	市	民間	民間	民間	民間	市	市
リース方式	民間	民間	市	民間	民間	民間	市

※調理員については、全て委託で計画します。

## イ 整備運営方式の比較

本事業の実施にあたり、アの事業手法について比較検討を行った結果は、次のとおりです。

	従来方式 (公設公営)	PFI方式(BTO)	DBO方式	リース方式
概要	市で建設・維持管理を行い、直営で運営する（調理は別途委託する）	PFI法に基づき、設計・建設・運営・維持管理を一括して民間事業者が行う	設計・建設・運営・維持管理を一括して民間事業者が行う	民間事業者（リース会社）が施設を整備・所有し一定期間市に貸し付ける
補助金の活用	○（学校施設環境改善交付金の活用可）	○（学校施設環境改善交付金の活用可）	○（学校施設環境改善交付金の活用可）	×
コスト縮減	△仕様発注・分離発注のため、コスト縮減が図りにくい	◎性能発注・一括発注のため、効率的な施設整備・事業運営が期待できる		
金利負担	○民間金利より低金利の起債による資金調達	○民間金利より低金利の起債による資金調達（一部民間金利での資金調達あり）	○民間金利より低金利の起債による資金調達	△民間金利での資金調達
市の財政負担	○事業開始時点で多額の費用がかかるが、起債にて平準化が可能	△SPC（特定目的会社）の設立・運営経費がかかる	○事業開始時点で多額の費用がかかるが、起債にて平準化が可能	◎初期投資を含めた分割払いが可能
リスク管理/分担	○市がリスクに対応する。民間事業者は従属的立場で対応	○リスク分担することで一部リスクが民間に移転する ○責任がSPCに一本化される	○リスク分担することで一部リスクが民間に移転する	○リスク分担することで一部リスクが民間に移転する
その他	○施設の維持保全是市が行うため、長期的な視線で行うことができる △設計・建設の入札手続きに日数がかかる。	◎施設の維持保全是安定的にされる ○金融機関のモニタリングあり △事業終了後、多額の維持管理費用がかかる △PFI法に基づく手続きに日数がかかる	◎施設の維持保全是安定的にされる ○稼働までの整備スケジュール短縮可能 △事業終了後、多額の維持管理費用がかかる	◎施設の維持保全是安定的にされる ◎稼働までの整備スケジュールが最も短い △事業終了後、多額の維持管理費用がかかる

### ウ 財政縮減効果の検証

各事業手法について簡易算定を行い、従来方式と比較してどれだけの縮減効果があるか検証した結果は、次のとおりです。

(単位:千円)

	従来方式 (公設公営)	PFI方式 (BTO)	DBO方式	リース方式
整備費	2,200,638	1,952,434	1,929,434	1,889,434
運営費 (開業後15年間)	2,580,598	2,785,659	2,569,523	2,766,005
事業費計	4,781,236	4,738,093	4,498,957	4,655,439
うち市負担額	4,600,364	4,557,221	4,318,085	4,655,439

※算定条件となる数値の一部については、国土交通省「VFM簡易算定モデルマニュアル」を参考にしています。

### エ 総合的評価

事業を進めるにあたり整備・運営を効率化することは、本市の財政運営において重要です。

PFI方式、DBO方式、リース方式では、民間事業者のノウハウや創意工夫を設計、建設、維持管理及び運営に最大限活用することで、事業費に係る財政縮減や財政負担の平準化を可能とし、安全かつ質の高い学校給食の継続的な提供が期待できます。その中で、補助金の活用により更なる財政縮減が見込まれるPFI方式(BTO)またはDBO方式が本事業の手法に適していると考えられます。

また、他自治体においては、PFI(BTO)、DBO方式による給食センターの整備実績が多数あることから効率的な施設整備、維持管理、運営が期待できます。

今後、導入可能性調査(プロポーザル方式で事業者選定)を業務委託し、整備スケジュールや事業費の精査、VFMの試算、民間事業者の考え方の調査等を行い、総合的に評価した上で、最適な事業手法を決定します。

## (2) 業務範囲の検討

安全で安心な給食を実施するためには、衛生管理・アレルギー対応について行政において現況を把握し、管理する必要があることから、行政の関与は必要不可欠です。

そのため、業務の完全な民営化や民設民営等でなく、PFI等の民間活用型とすべきですが、民間活用型であっても、下表に示すように、献立作成や食材発注、検食等は従来どおり市が行う業務範囲とします。

区分	業務項目	市	民間
建設	設計		●
	建設工事		●
運営	献立作成	●	▲
	食材の選定・購入	●	▲
	食材の検収	●	
	検食	●	
	給食配送・回収		●
	配膳		●
調理	調理		●
	食器洗浄		●
維持管理	建物		●
	厨房備品等		●

●:実施主体、▲:実施支援

## 6 事業スケジュールについて

民間活力の導入(PFI方式)により整備等を進めることを想定した場合、運用開始時期を令和6年9月として、次のとおり各種作業を行います。ただし、導入可能性調査において、より最適な事業手法があった場合は、運用開始年度についても見直す可能性があります。

なお、給食提供を行うためには調理器具の取扱いや調理・配送リハーサル等の開業準備期間が必要となるため、運用開始年度に関わらず、夏季休業明けの9月からの運用開始とします。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
整備基本構 想策定	→					
導入可能性 調査		→				
用地選定・ 取得	→			→		
要求水準書 等の作成		→	→			
事業者 選定・契約			→			
実施設計・ 建設工事				→		
開業準備						→
供用開始						→

## 令和 2 年度使用教科用図書の採択について

### 1 採択の経過

平成 31 年 4 月 23 日の教育委員会定例会において、採択方針及び日程を決定した。

その後、校長会、教員、保護者の代表で構成する教科用図書採択検討部会を 2 回開催した。小学校教科用図書については、小学校教員による調査会を 4 回開催し調査研究の結果をまとめた。また、中学校教科用図書については、「特別の教科 道徳」を除いて、平成 28 年度から令和元年度までの 4 年間の使用実績について、教科用図書採択検討部会において意見交換した。いずれも、教科用図書採択検討部会をとおして、教育委員会に報告された。

令和元年 7 月 23 日の教育委員会定例会及び 7 月 30 日、8 月 2 日、8 月 6 日の同臨時会において協議を行い、次のとおり採択した。

### 2 小学校教科用図書の採択

令和 2 年度に使用する全ての教科書について、次のとおり新たに採択した。

#### ◆採択種目、発行者及び理由

種 目	国語	発行者	光村図書出版株式会社
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供が、もっと知りたい、語りたいと主体的に思えるような教材が多数掲載されているだけでなく、人とのつながりを実感できるよう工夫されている。</li> <li>・ 特別支援教育やユニバーサルデザインの観点を取り入れ、読み書きが苦手な子も含め多様な子供たちに対するサポートの工夫がみられる。</li> <li>・ どの学年にも、現代から古典まで、良質で多様な読み物が複数掲載されており、読書習慣につながることを期待できる。</li> <li>・ インタビューの仕方、対話の練習等、楽しみながらスキルを身に付けられるよう工夫されている。</li> <li>・ 全学年に共通して巻頭に詩が掲載されており、その詩を読むことによって、音声表現を伴ったスタートができるよう工夫されている。</li> </ul>
種 目	国語（書写）	発行者	光村図書出版株式会社
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 教材 1 目標となっており、学習のねらいが明確化されていることや、導入・理解、確認、活用という学習の流れが一目で分かるようになっている。</li> <li>・ 「しよしゃたいそう」、なぞり書きや空書きなど、動作を伴った学びができるように工夫されている。</li> <li>・ 低学年では「できているかな」、中学年では「たしかめようシール」によって自己評価や他者評価ができるようになっていたり、6 年生では「書写ブック」によって 6 年間の学びを振り返られるようになっていたりするなど、発達段階に応じた振り返りができるよう工夫されている。</li> <li>・ 家庭や地域社会との連携や防災、異文化理解等に関することを題材にして、招待状の書き方や、横書き、リーフレットの作り方、英語、インタビューメモ等のスキルを身に付けることによって、学んだことが日常生活に生きるようになっている。</li> </ul>

種 目	社会	発行者	教育出版株式会社
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学習問題をつくろう」「予想して学習計画を立てよう」「調べる」「まとめる」「次の学習や暮らしにつなげる」という問題解決の流れと、社会科の見方や考え方が、全学年の巻頭に示してあり、4年間の学習が一貫したものとなるようにしている。</li> <li>・「みんなでつくった学習問題」をもとに、友達と考えたことを話し合ったり発表したりするといった、多様な活動が具体的に示されている。</li> <li>・3年生の巻末に「わくわく社会科ガイド」があり、情報の集め方、読み取り方、まとめ方が、写真やイラストなどを用いてわかりやすく説明されている。</li> <li>・4年生の「広げる」では、箱根寄木細工に関わる小田原市在住の親子が掲載されているなど、全体的に実在する人物の顔写真が大きく紹介されており、興味を持つきっかけになる。</li> <li>・6年生では、導入でオリンピック・パラリンピックを扱っており、インクルーシブな視点をもって社会科の学習を進めることができるようになっている。</li> </ul>		
種 目	地図	発行者	株式会社帝国書院
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巻頭に「地図って何だろう」「地図のやくそく」「地図帳の使い方」が掲載されており、地図帳の基本的な使い方や距離の求め方、縮尺について等の説明が充実しており、地図の見方を十分理解できるつくりになっている。また、巻末の資料も分かりやすい。</li> <li>・色使いが柔らかく全体的にすっきりしていること、イラストを多数取り入れていることから、視覚的に必要な情報を読み取りやすいつくりになっている。</li> <li>・全ての見開きページに「地図マスターへの道」というコーナーがあり、クイズに答えることで地図に親しめるようになっている。</li> <li>・広く見わたす地図と、詳細の地図があり、発達段階や目的に応じて使用できるようになっている。</li> </ul>		
種 目	算数	発行者	学校図書株式会社
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本単元で基礎基本を身に付け、特設単元や「深めよう」で理解を深め、必要に応じて巻末補充問題に取り組むことによって、段階に応じた学習を積み上げていくことができるようになっており、一人一人の学習が確かなものになることが期待できる。</li> <li>・中学年では、子供たちがつまずきやすい「倍」の考え方について特設ページで繰り返し扱うことによって、重点的に学習できるようにしている。また、計算や面積等の学習では、図やイラストなどを用いて、視覚的に理解できるように工夫されている。</li> <li>・「深めよう」では、算数を使って日常生活のものを調べるなどの活動を通して、生活の中で生きる算数となるように工夫されている。</li> <li>・サイズがA4ワイド版のため、教科書に直接書き込んだり教科書上で作業したりしやすくなっている。</li> <li>・「～したいな。」のように、子供が主体的に考えられるような視点がある。</li> </ul>		
種 目	理科	発行者	大日本図書株式会社
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「問題→予想→実験→考えよう→わかったこと→問題を見つけよう」という問題解決の流れが明確で、進度を確認しながら学習できるよう工夫されている。</li> <li>・実験や観察の記録の取り方やノートを描き方が丁寧に説明されており、科学的な記録の仕方が身に付くようにしている。</li> <li>・「理科の玉手箱」等の読み物を豊富に掲載しており、子供の興味関心を高められるようにしている。また、「サイエンスワールド」では、中学年から中学校で学ぶことを発展的に扱い、校種間での接続を意識したつくりになっている。</li> <li>・ESDや環境、命、伝統文化、英語の学習につながるような内容になっており、生活に役立つ学習となるよう工夫されている。</li> </ul>		

種 目	生活	発行者	光村図書出版株式会社
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートカリキュラムとして、就学前の子供の活動を踏まえて小学校生活へとスムーズに導入できるような配慮があり、好奇心を育むような問いかけや言葉等が使われている。</li> <li>・各単元が、「ホップ」「ステップ」「ジャンプ」の3段階で構成されており、学習の見通しを持ち、主体的に活動し、振り返りで学んだことを深められるようになっている。</li> <li>・ページごとにホップ・ステップ・ジャンプのシールが貼れるようになっており、子供が様々な気づきを記録していけるようになっている。また、貼り替え可能なシールになっているため、一年間の学びを視覚化して振り返ることができる。</li> <li>・「ジャンプ」の部分には、質の高い気づきの例となるような子供同士の対話を複数掲載してあったり、「どうすれば」というコーナーで考えるポイントを示したりすることにより、気づきや思考を促す工夫をしている。</li> </ul>			
種 目	音楽	発行者	株式会社教育芸術社
<ul style="list-style-type: none"> <li>・キーワードを「つながる」として、「子供と生活や社会」「子供と子供」「音楽の学び」をもとに内容を構成しており、子供の学びと社会、人とのつながりを考えられるようになっている。</li> <li>・低学年では、身体を動かす、リズム打ち、友達づくりなど、スタートカリキュラムを意識した教材の配列となっている。</li> <li>・「ドレミ風船」のイラストが複数ページにあり、指をさしながら歌うことで楽しく音の高低を意識できるよう工夫されている。</li> <li>・歌唱 - 器楽 - 鑑賞、歌唱 - 鑑賞 - 音づくりのように関連付いた教材で単元が組み立てられていたり、複数の曲を関連付けて掲載したりしているので、実態に合わせて選択することができる。</li> <li>・リコーダーについては、演奏のページに指使いが分かりやすく掲載されており、苦手な子供に対する配慮がある。</li> </ul>			
種 目	図画工作	発行者	日本文教出版株式会社
<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材をもとに、どのような活動を展開するかという、イメージを膨らますことのできる写真が多数掲載されており、子供たちの心を揺さぶる工夫がなされている。</li> <li>・形や色等をイメージし、五感を使った活動につなげられるよう、子供の会話やキャラクターからの言葉かけがある。</li> <li>・題材ごとに示されている3つの学習のめあてが、表現につながるヒントになるよう工夫されている。</li> <li>・製作のほか、創作を職業とする人物の紹介や、鑑賞として様々な展示の種類、ギャラリートークやワークショップなど、子供たちが取り組みやすいものを紹介している。</li> <li>・材料と道具の解説の中に、デッサンの説明、材料と接着剤の適合表等が掲載されており、子供たちの製作の参考になる。</li> </ul>			
種 目	家庭	発行者	開隆堂出版株式会社
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分や家族の生活を見つめ直していくというストーリー性があり、自ら生活の中で課題を見いだし、主体的に解決できるよう工夫されている。</li> <li>・文字が少なく短文で書かれているなど情報が整理されており、必要なことを理解しやすい。また、A4版よりも小さめのサイズのため、教科書を机の上に置いたまま作業を進めることができる。</li> <li>・「生活の中のプログラミング」では、ご飯とみそ汁を同時に作ることでプログラミングの初歩を学べるようにしている。</li> <li>・災害時の具体的な対応を示す「防災マーク」を記載し日常で防災意識を高められるようにしている。また、様々な生活習慣を関連付けて考えられるようにしたり、食事のマナーやアレルギーについても取り上げたりしており、健やかな心と身体について考えられるようにしている。</li> </ul>			

種 目	保健	発行者	株式会社学研教育みらい
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯にわたって心身の健康を保持するための資料や事例が多数掲載されており、子供たちにとって理解しやすいつくりになっている。</li> <li>・「つかむ」「調べる」「まとめる」という学習の3つのステップが明確に示されており、子供が見通しをもって学習に取り組めるよう工夫されている。</li> <li>・単元の最後に見開きで「もっと知りたい」「調べたい」など、学習したことを幅広く、深く学べるようになっている。</li> <li>・話し合う、発表するなどの活動が多数取り上げられており、主体的・対話的で深い学びを可能にする工夫がなされている。</li> <li>・学習したことを、自分自身の生活と関連させながら、家庭や地域でさらに深められるような工夫がなされている。</li> </ul>			
種 目	英語	発行者	開隆堂出版株式会社
<ul style="list-style-type: none"> <li>・聞く、チャンツ、話す、振り返るという一連の流れがわかりやすく、書いたり聞いたりするだけでなく、身体を使って学ぶ工夫がなされている。</li> <li>・巻頭の「can do マップ」には、1年間でどのようなことを学び、どのようなことができるかが示されており、目標が見えるようになっている。</li> <li>・「文字に慣れよう」では、学校の実態に応じて授業の時間を柔軟に効率的に使うことができるよう、モジュール学習に対応した構成になっている。</li> <li>・様々な活動で他教科と連携しているため、内容言語統合型学習の入り口となっており、英語だけに留まらない学力の向上を期待できる。</li> </ul>			
種 目	道徳	発行者	株式会社学研教育みらい
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主題名が掲載されておらず、問いかけも少なめでシンプルなつくりになっており、実態に合わせて多様な学習を展開することができる。</li> <li>・自分のこと、社会と私のこと、あなたと私のこと、命や自然と私のことという表示があり、自分と何について考えるのかというヒントになっている。</li> <li>・いじめ防止につながる教材や内容を多数取り上げていることに加え、いのちと生き方を柱に生命尊重が重視されており、他者とともによりよく生きることについて全学年で系統的に学べるようになっている。</li> <li>・巻頭には自分のプロフィールを記入するページ、巻末には自分自身を振り返るページがあり、自分自身で1年間の成長を振り返ることができるようになっている。</li> <li>・現代的な課題として、情報モラル、キャリア教育、伝統文化の継承、E S Dのほか、日本各地に関連する教材が掲載されており、子供たちの視野を広げることができる。</li> </ul>			

### 3 中学校教科用図書の採択

「特別の教科 道徳」を除いて、平成 28 年度から令和元年度までの 4 年間の使用実績を踏まえ、次のとおり新たに採択した。

「特別の教科 道徳」については、平成 30 年度に新たに採択し、令和元年度から使用しているもので、令和 2 年度まで同一の教科書を継続して採択することになっている。

#### ◆採択種目及び発行者

種 目	発 行 者
国 語	株式会社三省堂
書 写	光村図書出版株式会社
社会（地理的分野）	株式会社帝国書院
社会（歴史的分野）	教育出版株式会社
社会（公民的分野）	教育出版株式会社
地 図	株式会社帝国書院
数 学	東京書籍株式会社
理 科	大日本図書株式会社
音楽（一般）	株式会社教育芸術社
音楽（器楽）	株式会社教育芸術社
美 術	開隆堂出版株式会社
保 健	株式会社学研教育みらい
技術家庭（技術）	東京書籍株式会社
技術家庭（家庭）	開隆堂出版株式会社
英 語	開隆堂出版株式会社
道 徳	光村図書出版株式会社

# 教科用図書採択方針

小田原市教育委員会

## 1 令和2年度使用教科書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校用教科書及び特別支援学校用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、「教科書目録（平成32年度）」に登録されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 小田原市教科用図書採択検討部会は、教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、調査研究の結果を報告すること。
- (3) 令和2年度使用小学校用教科書については、「小学校用教科書目録（平成32年度）」に登録されている教科書から採択すること。  
令和2年度中学校用教科書については、平成30年度検定において新たな図書の申請がなかったため、「特別の教科 道徳」を除き、平成27年度採択における調査研究の内容や4年間の使用実績を踏まえ、採択すること。  
特別支援学級用教科書については、児童生徒の障がいの種類、能力、適正等をかんがみ、最もふさわしい内容のものを採択すること。
- (4) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保すること。

## 2 教科用図書採択基準

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択すること。

## 小田原市立小・中学校の学期について

### 1 経緯

平成 29 年 3 月市議会定例会において、「小田原市立学校に 3 学期制への回帰を求める陳情」（陳情項目「2 学期制から 3 学期制に回帰することを検討するよう求める」）が採択された。

学期制を検討するに当たっては、これまでの 2 学期制に係る成果・課題や教育課程のあり方等、総合的に情報を収集し意見交換するために、学識経験者、保護者代表、学校代表などからなる「学期制検討に関する懇談会」を設置し、6 回の会議を経て、平成 31 年 3 月にそれまでの成果や意見等を取りまとめた。

その後、教育委員会定例会において、4 回の協議を経て、令和元年 8 月 27 日の定例会で、小田原市立小・中学校の学期について議決した。

### 2 議決の結果

「小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」第 2 条第 2 項で定めている学期について、2 学期とする。

### 3 理由

#### (1) 2 学期制のほうが教師が児童生徒と向き合う時間を確保しやすい

- ・ 3 学期制では 6～7 月に行う必要があった「通知表（票）作成に係る諸作業」が不要になったことで、教師が教材研究や授業の準備をして通常の授業の時間に充てることができている。
- ・ これにより教師が児童生徒と向き合う時間が確保された。

#### (2) 「学期制」と「学力や体力」との有意な関係性は認められない

- ・ 県内自治体の「学期」と「全国学力・学習状況調査結果」や「全国体力・運動能力調査結果」との比較資料からは、相関関係や優位性は認められなかった。

#### (3) 教師の働き方改革にも配慮する必要がある

- ・ 1 回の通知表（票）を配付するためには 30 人の学級では担任一人当たり約 90 時間の事務作業が必要である。
- ・ こうした事務作業は、3 学期制のときは夏季休業前の放課後等に行っていたが、2 学期制になってからは夏季休業期間に分散できるようになった。

#### (4) その他

- ・ 小学校は来年度から、中学校は令和 3 年度から新学習指導要領が完全実施される。そのような状況下、教師を学習指導要領の研究や研修といった準備に専念させるべきである。

### 4 主な意見

- ・ 教師の負担に配慮しつつ、夏季休業前に成績に関する資料を保護者へ配付する等の対応を図ってほしい。
- ・ 年間を見通した評価計画の説明や成績に関する資料の配付等を全学年で行うことや、各校の教育相談や面談が計画的で組織的なものとなるよう一層の充実を図ってほしい。
- ・ 2 学期制になってから全保護者に行われるようになった「長期休業前の教育相談」の存在や意図等について、もっと保護者に説明してほしい。

### (参考1) 検討・審議の経過

平成 29 年 3 月	市議会定例会で「小田原市立学校に 3 学期制への回帰を求める陳情」（陳情項目「2 学期制から 3 学期制に回帰することを検討するよう求める」）が採択
平成 30 年 2 月 ～ 平成 31 年 3 月	「学期制検討に関する懇談会」設置・開催* *懇談会を 6 回・調査部会を 5 回 構成員：学識経験者、校長・教頭・総括教諭・教諭代表、保護者代表（市 P 連代表）、教育行政関係者 計 19 人
平成 31 年 1 月	教育委員会定例会での経過報告
2 月	厚生文教常任委員会での経過報告
3 月	教育委員会定例会での経過報告
4 月	教育委員会定例会において「学期制検討に関する懇談会まとめ」報告、協議
令和 元年 5 月	教育委員会定例会において「懇談会」構成員代表者（保護者代表 3 名、小中校長会代表 2 名）との懇談、協議
6 月	教育委員会定例会での協議
7 月	教育委員会定例会での協議
8 月	教育委員会定例会において 2 学期制を継続することを議決

### (参考2) 学期制の経緯

平成 18 年 4 月 ～	平成 16・17 年度の研究実践結果を踏まえ、全小中学校で 2 学期制を実施
平成 22 年 9 月	学校 2 学期制検討委員会を設置
平成 24 年 2 月	教育委員会定例会において学校 2 学期制の継続を議決